

政策評価調書(政策評価体系図)

所管名:内閣府(組織:金融庁)

25年度成立予算における政策評価体系図 【平成25年度金融庁政策評価実施計画(平成25年6月28日策定)】	
基本政策	
施策	
I. 経済成長の礎となる金融システムの安定	
1. 金融機関の健全性を確保するための制度・環境整備	
2. 我が国金融システムの安定性を確保するための制度・環境整備	
3. 金融システムの安定性を確保するための経済・市場全体にかかるリスクの把握と行政対応	
II. 利用者の視点に立った金融サービスの質の向上	
1. 利用者が安心して金融サービスを受けられるための制度・環境整備	
2. 資金の借り手が真に必要な金融サービスを受けられるための制度・環境整備	
3. 資産形成を行う者が真に必要な金融サービスを受けられるための制度・環境整備	
III. 公正・透明で活力ある市場の構築	
1. 市場インフラの構築のための制度・環境整備	
2. 市場機能の強化のための制度・環境整備	
3. 市場取引の公正性・透明性を確保するための制度・環境整備	
4. 市場仲介機能が適切に発揮されるための制度・環境整備	
5. 市場機能の発揮の基盤となる会計監査に関する制度・環境整備	
IV. 横断的施策	
1. 国際的な政策協調・連携強化	
2. アジア諸国における金融・資本市場の整備及び金融業の一層の開放に向けた政策協調	
3. 金融サービスの提供者に対する事業環境の整備	
4. 金融行政についての情報発信の強化	
5. 金融経済リテラシー(知識・判断力)の向上のための環境整備	

26年度概算要求における政策評価体系図 【平成26年度金融庁政策評価実施計画(平成26年5月策定(予定))】		政策評価 調書番号
基本政策		
施策		
I. 経済成長の礎となる金融システムの安定		①
1. 金融機関の健全性を確保するための制度・環境整備		
2. 我が国金融システムの安定性を確保するための制度・環境整備		
3. 金融システムの安定性を確保するための経済・市場全体にかかるリスクの把握と行政対応		
II. 利用者の視点に立った金融サービスの質の向上		②
1. 利用者が安心して金融サービスを受けられるための制度・環境整備		
2. 資金の借り手が真に必要な金融サービスを受けられるための制度・環境整備		
3. 資産形成を行う者が真に必要な金融サービスを受けられるための制度・環境整備		
III. 公正・透明で活力ある市場の構築		③
1. 市場インフラの構築のための制度・環境整備		
2. 市場機能の強化のための制度・環境整備		
3. 市場取引の公正性・透明性を確保するための制度・環境整備		
4. 市場仲介機能が適切に発揮されるための制度・環境整備		
5. 市場機能の発揮の基盤となる会計監査に関する制度・環境整備		
IV. 横断的施策		④
1. 国際的な政策協調・連携強化		
2. アジア諸国における金融・資本市場の整備及び金融業の一層の開放に向けた政策協調		
3. 金融サービスの提供者に対する事業環境の整備		
4. 金融行政についての情報発信の強化		
5. 金融経済リテラシー(知識・判断力)の向上のための環境整備		

- 注) 1. 政策評価において使用している政策レベルの名称を記載すること
 2. 予算書における項・事項と一致する政策レベルは必ず記載すること。
 3. 25年度政策評価体系図を記載すること。また、その根拠(政策評価基本計画、実施計画等)及びその策定年月を記載すること。
 4. 26年度において実施することが予定されている政策評価体系図を記載すること。また、その根拠(政策評価基本計画、実施計画等、予定を含む)及びその策定年月を記載すること。なお、26年度の新規の政策及び前年度政策評価体系図における政策の名称から変更があるものについては、下線を付すこと。
 5. 予算書における項・事項と一致する政策レベル以外でも評価を実施している場合は、個別票を別途作成することとし、政策評価調書番号は記載例2のとおり付番すること。
 6. 政策ごとの予算がないものについては、政策評価調書番号欄に「-」を記載する。

政策評価調書(政策評価体系と概算要求書の対応表)

所管:内閣府

会計:一般会計

組織:金融庁

政策評価 調書番号	政策評価 の対象	概算要求書		I	II	III	IV
		(項)	(事項)				
		金融庁共通費					
	×	金融庁一般行政に必要な経費					
	×	国際会議等に必要な経費					
	×	審議会等に必要な経費					
		金融政策費					
①	●	金融機能安定確保に必要な経費 (主要経費95)		●			
②	●	金融サービス向上推進に必要な経費 (主要経費95)			●		
③	●	金融市場整備推進に必要な経費 (主要経費95)				●	
④	●	金融政策推進に必要な経費 (主要経費95)					●
④	●	経済協力に必要な経費 (主要経費50)					●

注)「政策評価の対象(●◆×)」欄については、以下の整理により記載すること。

●については政策評価の対象となっているもの

◆については政策評価の対象となっていないが、ある政策に属すると整理できるもの

×については政策評価の対象となっておらず、政策との対応関係を明らかにできないもの(◆以外)

政策評価調書(政策評価体系と概算要求書の対応表)

所管:復興庁

会計:東日本大震災復興特別会計

組織:金融庁

政策評価 調書番号	政策評価 の対象	概算要求書		I	II	III	IV
		(項)	(事項)				
		金融機能安定・円滑化復興政策費					
①	●	金融機能安定確保に必要な経費 (主要経費95)		●			
②	●	金融サービス向上推進に必要な経費 (主要経費95)			●		

注)「政策評価の対象(●◆×)」欄については、以下の整理により記載すること。

●については政策評価の対象となっているもの

◆については政策評価の対象となっていないが、ある政策に属すると整理できるもの

×については政策評価の対象となっておらず、政策との対応関係を明らかにできないもの(◆以外)

政策評価調書（個別票1）

【政策ごとの予算額等】

政策名		金融機関の健全性を確保するための制度・環境整備		評価方式	総合・実績事業	番号	①（I-1）
		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度概算要求額	
予算の状況	当初予算（千円）	679,463	655,484	618,284	621,920		
	補正予算（千円）	△ 32,432	△ 32,821	△ 103			
	繰越し等（千円）						
	計（千円）	647,031	622,663	618,181			
執行額（千円）		437,962	408,011	407,081			
政策評価結果の概算要求への反映状況		<p>○評価結果を踏まえ、オンサイトとオフサイトの効果的・効率的なモニタリング等を実施していく必要があることから、予算及び機構・定員を要求。</p> <p>○26年度要求については、対前年度比143,027千円減少しているものの、政策評価結果の反映に基づくものではなく、モニタリングシステムが金融庁業務支援統合システムに移行する予定であること等により、予算措置が不要となるため。</p>					

政策評価調書（個別票2）

【政策に含まれる事項の整理】

政策名	金融機関の健全性を確保するための制度・環境整備					番号	①（I-1）	（千円）		政策評価結果の反映による見直し額（削減額）合計
	予 算 科 目							予 算 額		
	整理番号	会計	組織／勘定	項	事項			25年度 当初予算額	26年度 概算要求額	
対応表において●となっているもの	●	1	一般	金融庁	金融政策費		金融機能安定確保に必要な経費	541,920	398,893	
	●	2	東日本大震災復興特別	復興庁	金融機能安定・円滑化復興政策費		金融機能安定確保に必要な経費	80,000	80,000	
	●	3								
	●	4								
	小計								621,920	478,893
対応表において◆となっているもの	◆	1								
	◆	2								
	◆	3								
	◆	4								
	小計									
対応表において○となっているもの	○	1								
	○	2								
	○	3								
	○	4								
	小計									
対応表において◇となっているもの	◇	1								
	◇	2								
	◇	3								
	◇	4								
	小計									
合計								621,920	478,893	

平成24年度実績評価書

金融庁24(施策I-1)

施策名	金融機関の健全性を確保するための制度・環境整備					
施策の概要	金融機関の健全性を確保するため、国際的な議論も踏まえた金融機関の健全性確保のためのルール整備、効果的なオフサイト・オンサイトモニタリング(監督・検査)の実施、オン・オフ(検査・監督)一体的なモニタリングの推進、金融機能強化法等の適切な運用、金融機関の業務継続体制の検証、金融機関における情報セキュリティ対策向上のための取組みを図ることとしている。					
達成すべき目標	金融機関の健全性が確保されること					
施策の予算額・執行額等	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	679	656	619	622
		補正予算(b)	▲32	▲33	-	-
		繰越し等(c)	-	-		
		合計(a+b+c)	647	623		
執行額(百万円)	437	408				
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	<p>第169回国会施政方針演説(平成20年1月18日) 米国のサブプライムローン問題の影響を受けた経済への対応など、足下にも目配りの必要な課題があります。</p> <p>金融・世界経済に関する首脳会合 宣言(平成21年11月15日) 9.(略) ・健全な規制の拡大 我々は、規制枠組み、健全性監督、リスク管理を強化し、すべての金融市場、商品、参加者が状況に応じて適切に規制され、あるいは監督の対象となることを確保することを誓約する。(中略)我々はまた、規則が効果的で、技術革新を抑制せず、金融商品とサービスの取引の拡大を促すことを確保しつつ、規制枠組みを景気循環に対してより効果的にしていく。</p>					

事務事業	測定指標	基準値		目標値		実績値
		基準年度	目標年度			
—	(注)達成目標の達成度を測る適当な指標がないため、参考指標を活用するなどして評価を実施する。	—	—	—	—	—

施策に関する評価結果	目標の達成状況	<p>(1)24年度の達成度 A</p> <p>(2)端的な結論 I</p> <p>【達成度の判断理由】 国際的な議論を踏まえた健全性確保のためのルール整備、オンサイトとオフサイトの効果的なモニタリングの実施等により、金融機関の健全性は維持されているため、24年度の達成度は「A」としました。 また、金融機能強化法及び早期健全化法に基づき資本増強を行った金融機関について、経営強化計画等の履行状況のフォローアップ・公表を行うなど、監督上の措置を適切に講じており、今後もこれまでの取組みを引き続き進めていくことから、端的な結論は「I」としました。 25年3月期における預金取扱金融機関の(総)自己資本比率は、主要行等で17.5%(国際統一基準行)・14.7%(国内基準行)、地域銀行で14.3%(国際統一基準行)・11.2%(国内基準行)となっている等、健全性は維持されているが、今後とも注視が必要であり、これまでの取組みを引き続き進めていきます。</p>
	施策の総括的評価	<p>(1)必要性 オンサイトとオフサイトの効果的・効率的なモニタリング等の取組みは、金融機関の健全性の確保を図るとともに、金融機関の業務の適切な運営を促進し、ひいては信用秩序の維持と国民経済の健全な発展につながることから、必要不可欠であると考えています。</p> <p>(2)効率性 オンサイトとオフサイトの双方のモニタリング手法を適切に組み合わせること等により、効果的・効率的なモニタリングを実施し、金融機関の健全性及び適切な運営の確保に資することができたものと考えています。</p>

	<p>(3)有効性 オンサイトとオフサイトの効果的・効率的なモニタリングの実施により財務の健全性、業務の適切性に係る問題を早期に発見し、必要に応じ監督上の対応を行うことや監督指針の整備等により金融機関のリスク管理の高度化を促進することにつながり、金融機関の健全かつ適切な業務運営の確保に資することができたものと考えています。</p>
--	--

学識経験を有する者の知見の活用	政策評価に関する有識者会議
------------------------	---------------

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	<ul style="list-style-type: none"> ・ 監督局総務課監督企画室「主要行等の平成25年3月期決算の概要」 (平成25年6月7日公表 http://www.fsa.go.jp/news/24/ginkou/20130607-4.html) ・ 監督局銀行第二課「地域銀行の平成25年3月期決算の概要」 (平成25年6月7日公表 http://www.fsa.go.jp/news/24/ginkou/20130607-5.html) ・ 監督局総務課協同組織金融室「信用金庫及び信用組合の自己資本比率」 ・ 監督局証券課「証券会社の自己資本規制比率」 ・ 監督局総務課「金融再生法開示債権の状況等について」 (平成25年8月9日公表 http://www.fsa.go.jp/status/npl/20130809.html) ・ 監督局証券課「最終指定親会社及びその子法人等の経営の健全性の状況に係る区分及びこれに応じた命令の内容」の一部改正(案)に対するパブリックコメントの結果等について (http://www.fsa.go.jp/news/24/syouken/20120807-2.html) ・ 監督局証券課「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」の一部改正(案)に対するパブリックコメントの結果等について (http://www.fsa.go.jp/news/24/syouken/20120807-1.html) ・ 監督局総務課健全性基準室「早期是正措置に関する省令等の一部改正(案)及び監督指針(案)に対するパブリックコメントの結果等並びにバーゼル3に関する追加Q&Aの公表について」 (http://www.fsa.go.jp/news/24/ginkou/20120807-3.html) ・ 監督局総務課健全性基準室、証券課「自己資本比率規制(第1の柱)に関する告示の一部改正(案)」に対するパブリックコメントの結果等について (http://www.fsa.go.jp/news/24/ginkou/20121207-5.html) ・ 監督局総務課健全性基準室、証券課「自己資本比率規制(第1の柱及び第3の柱)に関する告示の一部改正(案)、監督指針(案)及び金融検査マニュアル(案)に対するパブリックコメントの結果等について」 (http://www.fsa.go.jp/news/24/ginkou/20130328-2.html) ・ 監督局保険課「生命保険会社及び損害保険会社ソルベンシー・マージン比率」 ・ 監督局総務課「中小企業金融円滑化法に基づく貸付条件の変更等の状況について(確報値)」 (平成25年8月7日公表http://www.fsa.go.jp/news/25/ginkou/20130807-2.html) ・ 監督局銀行第一課、銀行第二課「経営健全化計画の履行状況報告について」 (平成24年7月6日公表 http://www.fsa.go.jp/news/24/ginkou/20120706-3.html) ・ 監督局銀行第一課、銀行第二課「経営健全化計画の履行状況報告について」 (平成24年12月19日公表 http://www.fsa.go.jp/news/24/ginkou/20121219-1.html) ・ 監督局銀行第一課、銀行第二課「経営健全化計画の見直しについて」 (平成24年11月9日公表 http://www.fsa.go.jp/news/24/ginkou/20121109-6.html) ・ 監督局銀行第一課、銀行第二課「経営健全化計画の見直しについて」 (平成25年2月27日公表 http://www.fsa.go.jp/news/24/ginkou/20130227-2.html) ・ 監督局銀行第一課、銀行第二課「経営健全化計画の見直しについて」 (平成25年3月29日公表 http://www.fsa.go.jp/news/24/ginkou/20130329-7.html) ・ 監督局銀行第二課、総務課協同組織金融室「経営強化計画等」 (平成24年6月29日、8月10日、9月13日、10月12日、11月14日公表 http://www.fsa.go.jp/status/keieikyoka/2012a.html) ・ 監督局銀行第二課、総務課協同組織金融室「経営強化計画」履行状況報告書等」 (平成24年8月10日公表 http://www.fsa.go.jp/status/keieikyoka/2012b.html) ・ 監督局銀行第二課、総務課協同組織金融室「経営強化計画」履行状況報告書等」 (平成25年2月1日公表 http://www.fsa.go.jp/status/keieikyoka/2013b.html) ・ 検査局総務課「平成23事務年度検査実施計画・実施件数」 ・ 検査局総務課「オフサイト検査モニターのアンケート結果」 ・ 検査局総務課「金融検査評価結果の分布状況」 ・ 検査局総務課 金融庁「主要行等向けの総合的な監督指針」、「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」及び「金融検査マニュアル」等の一部改正(案)の公表について」 (平成24年5月31日公表、http://www.fsa.go.jp/news/23/ginkou/20120531-3.html) ・ 検査局総務課 金融庁「主要行等向けの総合的な監督指針」、「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」及び「金融検査マニュアル」等の一部改正(案)に対するパブリックコメントの結果等について」 (平成24年6月29日公表、http://www.fsa.go.jp/news/23/ginkou/20120629-6.html) ・ 金融情報システムセンター「金融機関におけるサイバー攻撃への態勢整備について」 (『金融情報システム』平成25年冬号)
----------------------------------	--

担当課室名	監督局総務課、監督局総務課監督企画室、監督局総務課健全性基準室、監督局総務課信用機構対応室、監督局総務課協同組織金融室、監督局総務課モニタリング支援室、監督局総務課郵便貯金・保険監督参事官室、監督局銀行第一課、監督局銀行第二課、監督局保険課、監督局証券課、総務企画局総務課国際室、総務企画局政策課、総務企画局企画課、総務企画局企画課信用制度参事官室、検査局総務課	政策評価実施時期	平成25年6月
--------------	---	-----------------	---------

政策評価調書（個別票1）

【政策ごとの予算額等】

政策名		我が国金融システムの安定性を確保するための制度・環境整備		評価方式	総合・実績事業	番号	①（I-2）
		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度概算要求額	
予算の状況	当初予算（千円）	40,950	40,950	40,950	40,950	/	
	補正予算（千円）						
	繰越し等（千円）						
	計（千円）	40,950	40,950	40,950			
執行額（千円）		0	0	0			
政策評価結果の概算要求への反映状況		○評価結果を踏まえ、金融システムの安定を確保していく必要があることから、予算を要求。					

政策評価調書（個別票2）

【政策に含まれる事項の整理】

政策名	我が国金融システムの安定性を確保するための制度・環境整備					番号	①（I-2）	（千円）		政策評価結果の反映による見直し額（削減額）合計
	予 算 科 目									
	整理番号	会計	組織／勘定	項	事項			25年度 当初予算額	26年度 概算要求額	
対応表において●となっているもの	● 1	一般	金融庁	金融政策費	金融機能安定確保に必要な経費			40,950	40,950	
	● 2									
	● 3									
	● 4									
	小計							40,950	40,950	
対応表において◆となっているもの	◆ 1									
	◆ 2									
	◆ 3									
	◆ 4									
	○評価結果を踏まえ、金融システムの安定を確保していく必要があることから、予算を要求。									
対応表において○となっているもの	○ 1									
	○ 2									
	○ 3									
	○ 4									
	小計									
対応表において◇となっているもの	◇ 1									
	◇ 2									
	◇ 3									
	◇ 4									
	小計									
合計							40,950	40,950		

平成24年度実績評価書

金融庁24(施策I-2)

施策名	我が国金融システムの安定性を確保するための制度・環境整備					
施策の概要	金融システムの安定性を確保するため、国際的な議論も踏まえた金融システムの安定確保のためのルール整備や、預金等定額保護下における破綻処理のための態勢整備の充実を図ることとしている。					
達成すべき目標	金融システムの安定性が確保されること					
施策の予算額・執行額等	区分		22年度	23年度	24年度	25年度
	予算の 状況 (百万円)	当初予算(a)	41	41	41	41
		補正予算(b)	-	-	-	-
		繰越し等(c)	-	-	-	-
		合計(a+b+c)	41	41	-	-
執行額(百万円)		0	0	-	-	
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	該当なし					

事務事業	測定指標	目標		実績
			目標年度	
円滑な破綻処理のための態勢の整備	・名寄せデータの精度の維持・向上の状況	・預金取扱金融機関への名寄せ検査を実施することにより、円滑な破綻処理のための態勢整備の充実を図る。	24年度	預金取扱金融機関への名寄せ検査を実施することにより、円滑な破綻処理のための態勢整備の充実を図った。

施策に関する評価結果	目標の達成状況	<p>(1)24年度の達成度 A</p> <p>(2)端的な結論 I</p> <p>【達成度の判断理由】 国際的な議論を踏まえ、金融機関の健全性確保のための規制を見直し、金融機関の実効的な破綻処理に関する新たな枠組みについて検討を行うなど、金融システムの安定に向けた必要な取組みは十分に進展していることから、達成度を「A」としました。 新たな枠組みを含めた金融システムについて、今後も引き続き円滑に機能する取組みを進めていく必要があることから、端的な結論を「I」としました。</p>
	施策の総括的評価	<p>(1)必要性 先般の国際的な金融危機の経験を踏まえ、市場等を通じて伝播するような危機に対応するため、金融機関の秩序ある処理に関する枠組みを整備し、国際的な規制の基準に合わせ金融機関の健全性を確保するための規制を見直すことは、金融システムの安定に資するものである。</p> <p>(2)効率性 関係機関と連携した取組みにより、金融システムの安定を確保するための制度環境の整備を効率的に進めることができたと考えています。</p>

		<p>(3)有効性 国際的な基準に合わせた規制の見直し、実効的な破綻処理に関する新たな枠組みの検討等の取組みにより、金融システムの安定の確保のための制度の整備は着実に進展しているものと考えています。</p>
--	--	---

学識経験を有する者の知見の活用	政策評価に関する有識者会議
------------------------	---------------

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	<ul style="list-style-type: none"> ・金融広報中央委員会「家計の金融行動に関する世論調査「預金保険制度の認知度」」 (http://www.shiruporuto.jp/finance/chosa/yoron2012fut/index.html) ・監督局銀行第1課「りそなグループの経営の健全化のための計画の履行状況に関する報告書」 (24年7月6日、12月19日公表 http://www.fsa.go.jp/kenzenka/f_h24.html)
----------------------------------	---

担当課室名	監督局総務課、監督局総務課監督企画室、監督局総務課健全性基準室、監督局総務課信用機構対応室、監督局総務課協同組織金融室、監督局総務課郵便貯金・保険監督参事官室、監督局銀行第一課、監督局銀行第二課、総務企画局総務課国際室、総務企画局企画課、総務企画局企画課信用制度参事官室、総務企画局企画課信用機構企画室、検査局総務課	政策評価実施時期	平成25年6月
--------------	--	-----------------	---------

政策評価調書（個別票1）

【政策ごとの予算額等】

政策名		利用者が安心して金融サービスを受けられるための制度・環境整備		評価方式	総合(実績)事業	番号	②(Ⅱ-1)
		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度概算要求額	
予算 の 状 況	当初予算（千円）	20,981	39,248	35,877	37,495	28,999	
	補正予算（千円）						
	繰越し等（千円）						
	計（千円）	20,981	39,248	35,877			
執行額（千円）		17,853	23,435	26,123			
政策評価結果の概算要求への反映状況		<p>○評価結果を踏まえ、利用者が安心して金融サービスを受けられるための制度・環境整備に係る施策を行っていく必要があることから、引き続き予算要求を行う。 なお、26年度要求については、対前年度比8,496千円減少しているものの、政策評価結果の反映に基づくものではなく無駄削減に努めたもの。</p>					

政策評価調書（個別票2）

【政策に含まれる事項の整理】

政策名	利用者が安心して金融サービスを受けられるための制度・環境整備				番号	②（Ⅱ-1）	予算額		政策評価結果の反映による見直し額（削減額）合計
	予 算 科 目						25年度 当初予算額	26年度 概算要求額	
	整理番号	会計	組織／勘定	項	事項				
対応表において●となっているもの	● 1	一般	金融庁	金融政策費	金融サービス向上推進に必要な経費	37,495	28,999		
	● 2								
	● 3								
	● 4								
	小計						37,495	28,999	
対応表において◆となっているもの	◆ 1								
	◆ 2								
	◆ 3								
	◆ 4								
	小計								
対応表において○となっているもの	○ 1								
	○ 2								
	○ 3								
	○ 4								
	小計								
対応表において◇となっているもの	◇ 1								
	◇ 2								
	◇ 3								
	◇ 4								
	小計								
合計						37,495	28,999		

平成24年度実績評価書

金融庁24(施策Ⅱ-1)

施策名	利用者が安心して金融サービスを受けられるための制度・環境整備					
施策の概要	金融サービスの利用者の保護が図られるために、金融実態に則した利用者保護ルール等を整備し、利用者が金融商品・サービスを安定して利用できるような利用者の信頼度の高い金融システムの構築を図ります。 また、制定した利用者保護ルールの運用状況を注視し、そのフォローアップを適切に行うとともに、金融関連犯罪の防止等に取り組みます。					
達成すべき目標	金融サービスの利用者の保護が図られること					
施策の予算額・執行額等	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	23	40	36	37
		補正予算(b)	-	-	-	-
		繰越し等(c)	-	-		
		合計(a+b+c)	23	40		
執行額(百万円)		20	23			
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	該当なし					

事務事業	測定指標	基準値		目標値		実績値
			基準年度		目標年度	
顧客のニーズに適合した金融サービスを安心して享受するための制度・環境整備	金融機関の各種セキュリティ対策等の実施率 ①ICキャッシュカード対応ATMの割合 ②生体認証機能付ICキャッシュカード対応ATMの割合	①86.4% ②48.0%	平成23年度	前年度より向上 平成24年度	平成24年度	①89.9% ②49.3%
金融関連の犯罪に対する厳正かつ適切な対応	振り込め詐欺救済法に基づく金融機関の被害者に対する返金率	74.38%	平成23年度	基準年度より向上 平成24年度	平成24年度	78.40%

施策に関する評価結果	目標の達成状況	<p>(1)24年度の達成度 A</p> <p>(2)端的な結論 II</p> <p>【達成度及び端的な結論の判断理由】 不正取引抑止のための所要の制度整備(「金融商品取引法等の一部を改正する法律」の成立(24年9月))やAIJ問題を踏まえた再発防止策の一つとしての法令・監督指針の整備を図ったほか、振り込め詐欺への対応(返金率の向上)を進めたこと等から、24年度の達成度は「A」としました。 他方、今後とも、新たな問題は引き続き生じてくるので、利用者保護の充実に向けた取組みを更に進める必要があることから、端的な結論は「II」としました。</p>
		<p>(1)必要性 国民が幅広く金融サービスを利用し、そのメリットを享受するには、質が高く安心できる金融サービス利用の機会が国民に提供されることが必要です。そのためには、同時に、「金融商品取引法」、「貸金業法」、「保険業法」、「振り込め詐欺救済法」等の整備及び円滑な運用など、利用者保護の取組みを進めていく必要があります。 また、制度の整備に加え、金融機関等の法令等遵守態勢確立のため、金融機関等の自主的な取組みを促すほか、法令違反の事実があれば厳正かつ適切な行政処分を行う必要があります。</p>

	<p>施策の総括的評価</p>	<p>(2)効率性 金融実態に即した利用者保護のために取り組む事務事業の多くは制度的枠組みの整備等であり、特段の予算支出を必要とするものではありません。なお、「振り込め詐欺救済法」の運用においては、被害者による返金申請を促すことにより、効率的に施策効果を実現していると考えています。 また、行政処分を受けた金融機関等においては、改善計画の履行等を通して、法令等遵守に係る全役職員に対する教育の徹底や組織体制の整備・充実、内部管理態勢の整備・強化等の取組みが行われており、実態面から見て、法令等遵守態勢の確立の前提となる経営管理の質の向上が見られると考えています。 さらに、監督指針における監督上の着眼点等の整備・明確化や行政処分事例の公表は、関係者の予見可能性を高め、金融機関等の法令等遵守態勢の構築に資するものと考えています。</p> <p>(3)有効性 「金融商品取引法」の改正や「貸金業法」の適切かつ円滑な施行が着実に行われているほか、金融庁・財務局・都道府県に寄せられた貸金業者に係る苦情等受付件数や振り込め詐欺の認知件数の減少、あるいは、振り込め詐欺救済法に基づく金融機関の被害者に対する返金率の向上等、利用者保護ルールについても適切な運用が行われているものと考えています。 また、行政処分事例の公表、処分の根拠となった法令解釈の周知、監督指針等の整備等の措置は、法令違反の再発の防止や、金融機関等やその利用者への情報提供の観点から有用であり、金融機関等の法令等遵守態勢の確立や利用者保護のために効果があったと考えています。</p>
--	-----------------	--

<p>学識経験を有する者の知見の活用</p>	<p>政策評価に関する有識者会議</p>
------------------------	----------------------

<p>政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・総務企画局「国会提出法案等」国会提出法案(第180回国会) (http://www.fsa.go.jp/common/diet/) ・総務企画局「国会提出法案等」国会提出法案(第183回国会) (http://www.fsa.go.jp/common/diet/) ・総務企画局企画課信用制度参事官室「多重債務問題改善プログラム」 (19年4月20日公表、www.kantei.go.jp/jp/singi/saimu/kettei/070420/honbun.pdf) ・総務企画局企画課信用制度参事官室「改正貸金業法フォローアップチーム」の設置について (22年6月22日公表、http://www.fsa.go.jp/news/21/kinyu/20100622-2.html) ・総務企画局企画課信用制度参事官室「多重債務者相談強化キャンペーン2011の実施について」 (23年9月1日公表、http://www.fsa.go.jp/news/23/kinyu/20110901-2.html) ・総務企画局企画課信用制度参事官室「多重債務者相談マニュアル」の改訂版の公表について (23年8月31日公表、http://www.fsa.go.jp/policy/kashikin/20110831-1.html) ・総務企画局企画課信用制度参事官室「多重債務問題の解決に資する取組みを通じ健全な消費者金融市場の形成に寄与した金融機関」に対する大臣顕彰について (23年6月21日公表、http://www.fsa.go.jp/news/22/sonota/20110620-1.html) ・「企業内容等の開示に関する留意事項について(企業内容等開示ガイドライン)の一部改正(案)」に対するパブリックコメントの結果等について(22年6月4日公表、http://www.fsa.go.jp/news/21/sonota/20100604-4.html) ・企業内容等の開示に関する留意事項について(企業内容等開示ガイドライン)(24年3月30日改正、http://www.fsa.go.jp/common/law/kaiji/01.pdf) ・金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針 (http://www.fsa.go.jp/common/law/guide/kinyushohin.pdf) ・平成24事務年度金融商品取引業者等向け監督方針 (http://www.fsa.go.jp/news/24/20120828-1/08.pdf) ・「金融商品取引業等に関する内閣府令」等改正案に対するパブリックコメントの結果等について (http://www.fsa.go.jp/news/24/syouken/20121213-2.html) ・監督局証券課「無登録で金融商品取引業を行う者の名称等について」 (http://www.fsa.go.jp/ordinary/chuui/mutouroku.html) ・総務企画局政策課金融サービス利用者相談室「金融サービス利用者相談室」における相談等の受付状況等 (24年7月31日公表 http://www.fsa.go.jp/receipt/soudansitu/20120731.html) (24年10月31日公表 http://www.fsa.go.jp/receipt/soudansitu/20121031.html) (25年1月31日公表 http://www.fsa.go.jp/receipt/soudansitu/20130131.html) (25年4月30日公表 http://www.fsa.go.jp/receipt/soudansitu/20130430.html) ・証券監視委証券検査課「無登録業者・無届募集等に対する裁判所への禁止命令等の申立て」 http://www.fsa.go.jp/sesc/mutouroku/index.htm ・証券監視委証券検査課「適格機関投資家等特例業務届出者等に対する検査結果等の公表」 http://www.fsa.go.jp/sesc/actions/tekikaku.htm ・監督局銀行第一課・銀行第二課・総務課協同組織金融室「預金口座の不正利用に係る情報提供件数等について」 (25年4月30日公表 http://www.fsa.go.jp/news/24/ginkou/20130430-2.html) ・全国銀行協会「盗難通帳、インターネット・バンキング、盗難・偽造キャッシュカードによる預金等の不正払戻し件数・金額等に関するアンケート結果および口座不正利用に関するアンケート結果について(別紙5)」 (25年6月25日掲載 http://www.zenginkyo.or.jp/news/2013/06/25090000.html) ・監督局銀行第一課「偽造キャッシュカード問題等に対する対応状況(平成25年3月末)について」 (25年7月9日公表 http://www.fsa.go.jp/news/25/ginkou/20130709-1.html) ・監督局銀行第一課「偽造キャッシュカード等による被害発生等の状況について」 (25年8月21日公表予定)
----------------------------------	---

担当課室名	総務企画局企画課、総務企画局企画課調査室、総務企画局企画課信用制度参事官室、総務企画局市場課、総務企画局政策課金融サービス利用者相談室、総務企画局企画課ADR室、監督局総務課、監督局総務課協同組織金融室、監督局総務課金融会社室、監督局総務課郵便貯金・保険監督参事官室、監督局銀行第一課、監督局銀行第二課、監督局保険課、監督局証券課、証券取引等監視委員会事務局	政策評価実施時期	平成25年6月
--------------	---	-----------------	---------

政策評価調書（個別票1）

【政策ごとの予算額等】

政策名		資金の借り手が真に必要な金融サービスを受けられるための制度・環境整備			評価方式	総合・実績事業	番号	②（Ⅱ-2）
		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度概算要求額		
予算の状況	当初予算（千円）	3,093	2,927	679,758	408,518	335,452		
	補正予算（千円）		20,558					
	繰越し等（千円）							
	計（千円）	3,093	23,485	679,758				
執行額（千円）		3,050	41,561	181,214				
政策評価結果の概算要求への反映状況		<p>○評価結果を踏まえ、金融の円滑に向けた取組みを継続していく必要があることから、予算を要求。</p> <p>○26年度要求については、対前年度比73,066千円減少しているものの、政策評価結果の反映に基づくものではなく、24年度におけるガイドラインの運営状況等を踏まえ、無駄削減に努めたため。</p>						

政策評価調書（個別票2）

【政策に含まれる事項の整理】

政策名	資金の借り手が真に必要な金融サービスを受けられるための制度・環境整備				番号	②（Ⅱ-2）	予算額		政策評価結果の反映による見直し額（削減額）合計
	整理番号	会計	組織／勘定	項			事項	25年度当初予算額	
対応表において●となっているもの	●	1	一般	金融庁	金融政策費	金融サービス向上推進に必要な経費	26,574	27,337	
	●	2	東日本大震災復興特別	復興庁	金融機能安定・円滑化復興政策費	金融サービス向上推進に必要な経費	381,944	308,115	
	●	3							
	●	4							
	小計							408,518	335,452
対応表において◆となっているもの	◆	1							
	◆	2							
	◆	3							
	◆	4							
	小計								
対応表において○となっているもの	○	1							
	○	2							
	○	3							
	○	4							
	小計								
対応表において◇となっているもの	◇	1							
	◇	2							
	◇	3							
	◇	4							
	小計								
合計							408,518	335,452	

平成24年度実績評価書

金融庁24(施策Ⅱ-2)

施策名	資金の借り手が真に必要な金融サービスを受けられるための制度・環境整備					
施策の概要	資金の借り手が真に必要な金融サービスを受けられるため、顧客のニーズに的確に対応した金融仲介機能の発揮、地域密着型金融の促進、中小企業の経営改善・事業再生支援、企業のアジア地域等への進出支援体制の整備・強化及び金融機能強化法の適切な運用の取組み等を図ることとしている。					
達成すべき目標	資金の借り手が真に必要な金融サービスを受けられること					
施策の予算額・執行額等		区分	22年度	23年度	24年度	25年度
	予算の 状況 (百万円)	当初予算(a)	3	3	680	409
		補正予算(b)	-	1,088	-	-
		繰越し等(c)	-	-	-	-
		合計(a+b+c)	3	1,091	-	-
	執行額(百万円)	3	42	-	-	
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	新成長戦略(平成22年6月18日閣議決定)、金融資本市場及び金融産業の活性化等のためのアクションプラン(平成22年12月24日)、中小企業金融円滑化法一部改正法案(平成24年3月30日成立、31日公布・施行)、平成23年度の経済見直しと経済財政運営の基本的態度(平成23年1月24日閣議決定)、中小企業金融円滑化法の期限の最終延長等について(平成23年12月27日)等					

事務事業	測定指標	基準値		目標値		実績値
		基準年度	目標年度	基準年度	目標年度	
地域密着型金融の促進	金融庁「金融機関に対する利用者等の評価に関するアンケート調査」	48.7	23年度末	積極的評価の割合が前年度に比べ上昇	24年度末	49.2
中小企業の経営改善と事業再生支援	・貸出態度判断D. I.	2	24年3月	24年3月期に比べプラス判断	25年3月	3
事務事業	測定指標	目標		実績		
—	—	—	—	—	—	—

施策に関する評価結果	目標の達成状況	<p>(1)24年度の達成度 A</p> <p>(2)端的な結論 Ⅱ</p> <p>【達成度の判断理由】 顧客のニーズへの十分な対応について実態把握を行うことで、金融機関が金融の円滑化のための積極的な施策の展開に努め、貸付条件の変更等の取組みが着実に進展しているものと考えられることから、達成とは「A」としました。 中小企業金融円滑化法の期限後も、金融機関による円滑な金融仲介機能の発揮を一層促していく必要があることから、端的な結論は「Ⅱ」としました。</p>
		<p>(1)必要性 企業の業況や資金繰りは厳しい状況が続いていることから、引き続き金融機関による適切かつ積極的な金融仲介機能の発揮が重要となっており、金融の円滑に向けた取組みを継続していく必要があります。</p>

	施策の総括的評価	<p>(2)効率性 業界団体との意見交換を行いつつ、関係機関と連携して当庁・財務局のリソースを有効に活用し、効率的な施策展開を図っていると考えています。</p> <p>(3)有効性 企業の業況や資金繰りは厳しい状況が続いているものの、全体として金融機関の貸付条件の変更等の取組みは進展しており、金融の円滑化に向けたこれまでの取組みは相応の成果を上げていると考えています。</p>
--	----------	---

学識経験を有する者の知見の活用	政策評価に関する有識者会議
-----------------	---------------

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	<ul style="list-style-type: none"> ・日本銀行「全国企業短期経済観測調査」 http://www.boj.or.jp/statistics/tk/index.htm/ ・金融庁「金融機関に対する利用者等の評価に関するアンケート調査」 http://www.fsa.go.jp/news/24/ginkou/20120731-2.html
---------------------------	---

担当課室名	監督局総務課、監督局総務課協同組織金融室、監督局銀行第一課、監督局銀行第二課、総務企画局政策課、総務企画局企画課信用制度参事官室、検査局総務課	政策評価実施時期	平成25年6月
-------	---	----------	---------

政策評価調書（個別票1）

【政策ごとの予算額等】

政策名		資産形成を行う者が真に必要な金融サービスを受けられるための制度・環境整備			評価方式	総合(実績)事業	番号	②(Ⅱ-3)
		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度概算要求額		
予算 の 状 況	当初予算(千円)	7,000	7,000	7,000	10,570			
	補正予算(千円)							
	繰越し等(千円)							
	計(千円)	7,000	7,000	7,000				
執行額(千円)		6,458	6,932	6,825				
政策評価結果の概算要求への反映状況		<p>○政策評価を踏まえ、以下の経費を概算要求 ・金融税制調査等経費、・金融税制広報経費</p> <p>金融税制調査等経費のうち、諸謝金については、金融資本市場の活性化に向けた税制面の環境整備のため、金融所得課税をはじめとする現行制度の問題点及びより効果的な制度等の検証を行う必要があることから、平成26年度においても25年度と同額の予算を要求する。外国旅費については、平成26年1月よりNISA（少額投資非課税制度）が導入されることを踏まえ、投資家の一層の利便性向上を図り、制度を着実に定着・普及させるため、諸外国の個人投資優遇制度とNISAとの差異や、諸外国における金融機関のマーケティング手法等を実地で調査し、金融機関への共有を図るとともに、今後の制度設計に活用する必要があることから、平成26年度において新規に要望する。</p> <p>また、金融税制広報経費については、26年1月から導入されるNISA（少額投資非課税制度）の着実な定着・普及等を図るため、必要な経費であり、平成26年度においても25年度と同額の予算を要求する。</p>						

政策評価調書（個別票2）

【政策に含まれる事項の整理】

政策名	資産形成を行う者が真に必要な金融サービスを受けられるための制度・環境整備				番号	②(Ⅱ-3)	予算額		政策評価結果の反映による見直し額（削減額）合計
	整理番号	会計	組織/勘定	項			事項	25年度 当初予算額	
対応表において●となっているもの	●	1	一般	金融庁	金融庁政策費	金融サービス向上推進に必要な経費	10,570	13,327	
	●	2							
	●	3							
	●	4							
	小計							10,570	13,327
対応表において◆となっているもの	◆	1							
	◆	2							
	◆	3							
	◆	4							
	小計								
対応表において○となっているもの	○	1							
	○	2							
	○	3							
	○	4							
	小計								
対応表において◇となっているもの	◇	1							
	◇	2							
	◇	3							
	◇	4							
	小計								
合計							10,570	13,327	

平成24年度実績評価書

金融庁24(施策Ⅱ-3)

施策名	資産形成を行う者が真に必要な金融サービスを受けられるための制度・環境整備					
施策の概要	国民の資産形成等に真に必要な金融サービスが提供されるため、投資信託や保険等の金融サービスの提供の在り方、我が国金融機関が国民のニーズに合った金融サービスを提供するための在り方を検討します。こうしたサービスの提供を通じて、個人投資家が安心して投資できる制度・環境整備を図ります。					
達成すべき目標	国民の資産形成等のために、真に必要な金融サービスが提供されること					
施策の予算額・執行額等	区分		22年度	23年度	24年度	25年度
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	—	—	1	11
		補正予算(b)	—	—	—	—
		繰越し等(c)	—	—		
		合計(a+b+c)	—	—		
執行額(百万円)		—	—			
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	該当なし					

事務事業	測定指標	基準値		目標値		実績値	
		基準年度	基準年度	目標年度	目標年度		
—	(注)達成目標の達成度を測る適当な指標がないため、参考指標を活用するなどして評価を実施する。 ※参考指標 ・以下のワーキング・グループの議論の進捗状況 金融審議会「投資信託・投資法人法制の見直しに関するワーキング・グループ」 金融審議会「保険商品・サービスの提供等の在り方に関するワーキング・グループ」 金融審議会「我が国金融業の中長期的な在り方に関するワーキング・グループ」 ・主な事務事業に掲げた制度の新設・見直しに係る進捗状況	—	—	—	—	—	—

施策に関する評価結果	目標の達成状況	<p>(1)24年度の達成度 B</p> <p>(2)端的な結論 Ⅱ</p> <p>【達成度の判断理由】 目標に向けた環境整備を着実に進めているものの、内外の利用者のニーズに的確に応え、金融サービス業の活力と競争を促すとの観点から、更なる取組みが必要な状況と認識していることから、24年度の達成度は「B」としました。 今後は、今までの取組みに増して、金融サービスの利用者に対して、より質の高いサービスを提供する環境整備に引き続き取り組んでいく必要があるため、端的な結論は「Ⅱ」としました。</p>
		<p>(1)必要性 我が国は、1,500兆円を超える家計部門の金融資産、高度な人材・技術、安定した司法制度等を有し、成長著しいアジア経済圏に隣接している中で、こうした好条件を活かし、我が国の金融業が成長産業として発展し、付加価値を高めていくような制度的枠組みを検討・整備していく必要があります。</p>

	<p>施策の総括的評価</p>	<p>(2)効率性 金融サービス業の創意工夫・活力・競争を促すために取り組む事務事業の多くは制度的枠組みの整備等であり、特段の予算支出を必要とするものではありません。また、各般の制度的枠組みの整備等を行うにあたっては、金融庁ウェブサイトを積極的に活用するなど、低コストな手法の活用に努めています。</p> <p>(3)有効性 金融審議会における審議・取り纏め等が着実に進められており、国民の資産形成等のために、真に必要な金融サービスが提供されるための体制の整備・強化が図られているものと考えています。</p>
--	-----------------	--

<p>学識経験を有する者の知見の活用</p>	<p>政策評価に関する有識者会議</p>
------------------------	----------------------

<p>政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報</p>	<p>「新成長戦略～「元気な日本」復活のシナリオ～」(平成22年6月18日閣議決定)</p>
----------------------------------	--

<p>担当課室名</p>	<p>総務企画局企画課、総務企画局市場課、総務企画局企画課保険企画室</p>	<p>政策評価実施時期</p>	<p>平成25年6月</p>
--------------	--	-----------------	----------------

政策評価調書（個別票1）

【政策ごとの予算額等】

政策名		市場インフラの構築のための制度・環境整備		評価方式	総合(実績)事業	番号	③(Ⅲ-1)
		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度概算要求額	
予算の状況	当初予算(千円)	878,990	1,185,490	2,043,490	1,747,050	780,430	
	補正予算(千円)			△11,974			
	繰越し等(千円)						
	計(千円)	878,990	1,185,490	2,031,516			
執行額(千円)		849,045	1,166,697	2,012,458			
政策評価結果の概算要求への反映状況		<p>評価結果を踏まえ、①今後も店頭デリバティブ取引の清算機関及び電子取引基盤の利用義務付け等に係る具体的な制度整備を進めるとともに、義務の履行等に向けた市場関係者の取組みを推進していく必要がある、②金融商品取引法に基づくディスクロージャーについては、発行体企業における開示手続や投資家への企業情報の提供等を迅速化・効率化し、これにより、投資拡大や発行体企業の資金調達の効率性の向上、ひいては証券市場の活性化にも資するものである。このため、EDINETの運用については、定期的な保守を行い、システムの安定運用に努める必要があるとともに、EDINETの整備についても、投資家の利便性の向上を図るための改修等を行う必要があることから、予算及び機構・定員を要求</p>					

政策評価調書（個別票2）

【政策に含まれる事項の整理】

政策名	市場インフラの構築のための制度・環境整備				番号	③（Ⅲ-1）	予算額		政策評価結果の反映による見直し額（削減額）合計
	整理番号	会計	組織/勘定	項			事項	25年度 当初予算額	
対応表において●となっているもの	●	1	一般	金融庁	金融政策費	金融市場整備推進に必要な経費	1,747,050	780,430	
	●	2							
	●	3							
	●	4							
	小計							1,747,050	780,430
対応表において◆となっているもの	◆	1							
	◆	2							
	◆	3							
	◆	4							
	小計								
対応表において○となっているもの	○	1							
	○	2							
	○	3							
	○	4							
	小計								
対応表において◇となっているもの	◇	1							
	◇	2							
	◇	3							
	◇	4							
	小計								
合計							1,747,050	780,430	

平成24年度実績評価書

金融庁24(施策Ⅲ-1)

施策名	市場インフラの構築のための制度・環境整備					
施策の概要	決済システムは、金融・資本市場を支える重要なインフラであり、金融・資本市場の国際競争力を強化するため、信頼性が高く、かつ魅力ある市場インフラを構築することが課題となっています。					
達成すべき目標	信頼性の高い、魅力ある市場インフラを構築すること					
施策の予算額・執行額等	区分		22年度	23年度	24年度	25年度
	予算の 状況 (百万円)	当初予算(a)	1,389	1,233	2,043	1,747
		補正予算(b)	▲200	23	▲12	-
		繰越し等(c)	1,464	-		
		合計(a+b+c)	2,653	1,256		
執行額(百万円)		2,488	1,175			
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	該当なし					

事務事業	測定指標	基準値		目標値		実績値
		基準年度	目標年度	目標年度	目標年度	
-	(注)達成目標の達成度を測る適当な指標がないため、参考指標を活用するなどして評価を実施する。 ※参考指標 ・店頭デリバティブ取引の決済の安定性・透明性の向上に向けた制度の整備状況 ・国債取引、貸株取引等の証券決済・清算態勢の強化に向けた取組み状況 ・国際的な議論に則した清算機関等の制度整備状況 ・有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム(EDINET)の稼働率 (注)システムの定期保守等、故障に因らない停止期間は除外する。 ・開示書類の提出会社数(内国会社) ・開示書類の提出件数 ・EDINETサイトへのアクセス件数	-	-	-	-	-
事務事業	測定指標	目標		実績		
-	-	-	-	-	-	-

目標の達成状況	(1)24年度の達成度 A
	(2)端的な結論 I
	【達成度の判断理由】 我が国清算機関において、清算対象となる店頭デリバティブ取引が段階的に拡大しているほか、取引情報蓄積機関が指定され、取引情報保存・報告制度の本格実施に向けた環境が整備された。また、国債取引・貸株取引等の決済リスク削減に向け決済期間の短縮化が図られました。加えて、EDINETについては、有価証券報告書等に関する業務の業務・システム最適化計画で定めた内容を達成するため、調達手続き及び開発をスケジュールどおり実施しています。このように一定の成果が上がっているものといえるため、24年度の達成度は「A」としました。 今後は、引き続き、制度整備に取り組む必要があり、また、清算機関による同機関の利用拡大に向けた取組みや国債取引・貸株取引等の決済リスク削減に係る市場関係者の取組みを、引き続きサポートする必要があるため、端的な結論は「I」としました。

		<p>このような目標達成に向けた取組みにより、一定の成果が上がっているが、引き続き、店頭デリバティブ取引の清算集中義務及び取引情報保存・報告制度の適切な実施や、電子取引基盤の利用義務のための制度整備に取り組む必要がある。</p> <p>また、清算機関による同機関の利用拡大に向けた取組みや国債取引・貸株取引等の決済リスク削減に係る市場関係者の取組みを、引き続きサポートする必要がある。</p> <p>このため、端的な結論は「I」とした。</p>
<p>施策に関する評価結果</p>	<p>施策の総括的評価</p>	<p>(1)必要性 決済システムは金融・資本市場を支える重要な社会基盤であり、我が国金融・資本市場における国際競争力強化の観点から、信頼性が高く、かつ魅力ある市場インフラを構築することが必要です。</p> <p>また、決済リスク削減の観点から、21年9月のG20ピッツバーグ・サミット首脳声明において、一定の店頭デリバティブ取引に係る清算機関の利用や、取引情報の保存・報告等を整備することが求められており、これらを実施するための制度整備や適切な監督を引き続き行っていく必要があります。</p> <p>ディスクロージャーの電子化については、発行体企業における開示手続や投資家等への企業情報の提供等を迅速化・効率化し、これにより、投資拡大や発行体企業の資金調達の効率性の向上、ひいては証券市場の活性化にも資することが期待されていることから、EDINETを利用したディスクロージャーの推進が必要と考えています。</p> <p>(2)効率性 「金融・資本市場に係る制度整備について」を踏まえ、市場関係者に対して決済リスクの削減に向けた検討を促す等、制度整備に加えて市場関係者の実務面での取組みも推進することで、より大きな効果が得られるように努めています。</p> <p>また、EDINETについては、企業情報等への容易・迅速なアクセスを実現するためのシステム開発や運用は、投資者に対し投資判断に必要な情報を適切に提供するという施策効果を効率的に実現するものであると考えています。</p> <p>(3)有効性 店頭デリバティブ取引における清算機関の利用を義務付けること、国債取引・貸株取引の決済リスク削減に向けた取組みを進めること、清算機関等への適切な監督を行うこと、金融機関における情報セキュリティ対策向上のための取組みを進めること等により、決済システム等の安定性が確保され、金融危機時においても危機の伝播を抑止するなどの効果が期待できるものと考えています。</p> <p>また、EDINETの安定した運用は、投資者がその責任において有価証券の価値その他の投資に必要な判断をするための機会を与え、投資者保護を図るという目的に十分寄与しているものと考えています。</p>

<p>学識経験を有する者の知見の活用</p>	<p>政策評価に関する有識者会議</p>
------------------------	----------------------

<p>政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 外務省「G20 ピッツバーグ・サミット首脳声明」 (平成21年9月24・25日開催、http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/g20/0909_seimei_ka.html) ・ 金融庁「金融・資本市場に係る制度整備について」 (平成22年1月21日公表、http://www.fsa.go.jp/news/21/syouken/20100121-7.html) ・ 金融庁「国債取引の決済リスク削減に向けた工程表について」 (平成22年6月29日公表、http://www.fsa.go.jp/news/21/sonota/20100629-1.html) ・ 金融庁「証券決済リスク削減に向けた市場関係者の取組みの進捗状況について」 (平成22年12月22日公表、http://www.fsa.go.jp/news/22/syouken/20101222-2.html) ・ 金融庁「証券決済リスク削減に向けた市場関係者の取組みの進捗状況について」 (平成23年6月29日公表、http://www.fsa.go.jp/news/22/syouken/20110629-1.html) ・ 金融庁「証券決済リスク削減に向けた市場関係者の取組みの進捗状況について」 (平成23年12月19日公表、http://www.fsa.go.jp/news/23/syouken/20111219-1.html) ・ 金融庁「証券決済リスク削減に向けた市場関係者の取組みの進捗状況について」 (平成24年6月29日公表、http://www.fsa.go.jp/news/23/syouken/20120629-3.html) ・ 金融庁「証券決済リスク削減に向けた市場関係者の取組みの進捗状況について」 (平成24年12月20日公表、http://www.fsa.go.jp/news/24/syouken/20121220-1.html) ・ 金融庁「店頭デリバティブ市場規制にかかる検討会」における議論の取りまとめ」 (平成23年12月26日公表、http://www.fsa.go.jp/news/23/syouken/20111226-3.html) ・ 金融庁「国会提出法案(第180回国会)金融商品取引法等の一部を改正する法律」 (平成24年3月9日提出、平成24年9月6日成立、http://www.fsa.go.jp/common/diet/180/04/riyuu.pdf) ・ 金融庁「金融商品取引法施行令等の一部を改正する政令について」 (平成24年5月11日公表、http://www.fsa.go.jp/news/23/syouken/20120511-3.html) ・ 金融庁「平成22年金融商品取引法等改正(2年6ヶ月以内施行)に係る内閣府立案等に対するパブリックコメントの結果等について」 (平成24年7月11日公表、http://www.fsa.go.jp/news/24/syouken/20120711-1.html) ・ 金融庁「取引情報蓄積業務を行う者の指定について」 (平成25年3月8日公表、http://www.fsa.go.jp/news/24/syouken/20130308-3.html) ・ 金融庁「BIS支払・決済システム委員会と証券監督者国際機構代表理事会による「金融市場インフラのための原則：情報開示の枠組みと評価方法」の公表について」 (平成24年12月18日公表、http://www.fsa.go.jp/inter/ios/20121218-2.html) ・ 金融庁行政情報化推進委員会「有価証券報告書等に関する業務の業務・システム最適化計画」 (平成18年3月28日決定、平成23年3月31日改定、http://www.fsa.go.jp/common/about/gj-suisin/20060421/03_0.pdf)
----------------------------------	--

<p>担当課室名</p>	<p>総務企画局市場課、総務企画局企業開示課</p>	<p>政策評価実施時期</p>	<p>平成25年6月</p>
--------------	----------------------------	-----------------	----------------

政策評価調書（個別票1）

【政策ごとの予算額等】

政策名		市場取引の公正性・透明性を確保するための制度・環境整備		評価方式	総合 実績 事業	番号	③（Ⅲ-3）
		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度概算要求額	
予算の 状況	当初予算（千円）	52,626	47,363	42,627	38,364		
	補正予算（千円）	△363					
	繰越し等（千円）						
	計（千円）	52,263	47,363	42,627			
執行額（千円）		49,375	45,829	40,040			
政策評価結果の概算要求への反映状況		○評価結果を踏まえ、我が国における国際会計基準の適用のあり方について、引き続き、米国をはじめとする諸外国の動向等を踏まえつつ、我が国の制度や経済状況などに最もふさわしい対応について、更に検討していく必要があることから、予算及び機構・定員を要求。					

政策評価調書（個別票2）

【政策に含まれる事項の整理】

政策名	市場取引の公正性・透明性を確保するための制度・環境整備				番号	③（Ⅲ-3）	（千円）		政策評価結果の反映による見直し額（削減額）合計
	予 算 科 目						予 算 額		
	整理番号	会計	組織／勘定	項	事項	25年度 当初予算額	26年度 概算要求額		
対応表において●となっているもの	● 1	一般	金融庁	金融政策費	金融市場整備推進に必要な経費	38,364	34,528		
	● 2								
	● 3								
	● 4								
	小計						38,364	34,528	
対応表において◆となっているもの	◆ 1								
	◆ 2								
	◆ 3								
	◆ 4								
	小計								
対応表において○となっているもの	○ 1								
	○ 2								
	○ 3								
	○ 4								
	小計								
対応表において◇となっているもの	◇ 1								
	◇ 2								
	◇ 3								
	◇ 4								
	小計								
合計						38,364	34,528		

政策評価調書（個別票1）

【政策ごとの予算額等】

政策名		・市場取引の公正性・透明性を確保するための制度・環境整備 ・市場仲介機能が適切に発揮されるための制度・環境整備			評価方式	総合(実績)事業	番号	③(Ⅲ-3、4)
		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度概算要求額		
予算 の 状 況	当初予算(千円)	271,301	256,517	229,846	270,912			
	補正予算(千円)	△54,266	△16,078	△18,753				
	繰越し等(千円)							
	計(千円)	217,035	240,439	211,093				
執行額(千円)		126,399	148,656	100,562				
政策評価結果の概算要求 への反映状況		<p>【施策Ⅲ-3】 ○評価結果を踏まえ、引き続き、市場を取り巻く制度・環境整備や、金融・資本市場における情報の収集・分析、不公正取引に対する調査、有価証券報告書等の開示書類の検査、犯則事件の調査、建議等を通じたルール整備への貢献など、機動性・戦略性の高い市場監視や市場規律の強化に向けた働きかけを実施していく必要があることから、予算及び機構・定員を要求。</p> <p>【施策Ⅲ-4】 ○評価結果を踏まえ、引き続き、市場仲介機能が適切に発揮されるよう、効率的かつ効果的な検査を実施し、金融商品取引業者等の業務の健全かつ適切な運営の確保を図っていく必要があることから、予算及び機構・定員を要求。</p>						

政策評価調書（個別票2）

【政策に含まれる事項の整理】

政策名	・市場取引の公正性・透明性を確保するための制度・環境整備 ・市場仲介機能が適切に発揮されるための制度・環境整備				番号	③（Ⅲ-3、4）		政策評価結果の反映による見直し額（削減額）合計
	予 算 科 目					予 算 額		
整理番号	会計	組織／勘定	項	事項	25年度 当初予算額	26年度 概算要求額		
対応表において●となっているもの	● 1	一般	金融庁	金融政策費	金融市場整備推進に必要な経費	270,912	259,463	
	● 2							
	● 3							
	● 4							
	小計					270,912	259,463	
対応表において◆となっているもの	◆ 1							
	◆ 2							
	◆ 3							
	◆ 4							
	小計							
対応表において○となっているもの	○ 1							
	○ 2							
	○ 3							
	○ 4							
	小計							
対応表において◇となっているもの	◇ 1							
	◇ 2							
	◇ 3							
	◇ 4							
	小計							
合計					270,912	259,463		

平成24年度実績評価書

金融庁24(施策Ⅲ-3)

施策名	市場取引の公正性・透明性を確保するための制度・環境整備					
施策の概要	我が国市場取引の公正性・透明性の向上のため、インサイダー取引規制やディスクロージャー制度等について、制度的枠組み等の整備を行うほか、金融グループ自らの創意工夫により、顧客に対しより質の高いサービスを提供する環境整備を図ることとしている。また、情報の収集・分析、検査、調査等の市場監視活動を行い、その結果、法令違反等が認められた場合、課徴金納付命令等の勧告、犯則事件としての告発を行い、厳正な対処を図ることとしている。					
達成すべき目標	投資者保護のための制度・環境の整備等を図ることにより、我が国市場取引の公正性・透明性の向上に資すること					
施策の予算額・執行額等	区分		22年度	23年度	24年度	25年度
	予算の 状況 (百万円)	当初予算(a)	299	283	246	282
		補正予算(b)	▲49	▲16	▲19	-
		繰越し等(c)	-	-		
		合計(a+b+c)	250	267		
執行額(百万円)		161	181			
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	<ul style="list-style-type: none"> ・我が国における国際会計基準の取扱いに関する意見書(中間報告)(21年6月30日) ・G20サミット首脳声明(21年9月24日、25日) ・新成長戦略(22年6月18日) ・金融資本市場及び金融産業の活性化等のためのアクションプラン(22年12月24日) ・大臣談話「IFRS適用に関する検討について」(23年6月21日) ・金融審議会「インサイダー取引規制に関するワーキング・グループ」報告書(23年12月15日) 					

事務事業	測定指標	基準値		目標値		実績値
		基準年度	基準年度	目標年度	目標年度	
—	<p>(注)達成目標の達成度を測る適当な指標がないため、参考指標を活用するなどして評価を実施する。</p> <p>※ 参考指標</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主な事務事業に掲げた制度の新設・見直しに係る進捗状況 ・金融サービス利用者相談室や業界団体等における相談等の受付状況<内容・件数> ・証券取引等監視委員会による建議の実施状況<内容・件数> ・市場参加者等に対する講演会、意見交換会等の実施状況<内容・件数> ・各種広報媒体への寄稿<内容・件数> ・企業会計審議会等における議論の展開状況等 ・企業会計基準委員会(ASBJ)による会計基準設定状況 ・国際的な会計基準設定に係る国際会議等の開催・参加実績 ・取引審査実施状況<内容・件数> ・情報受付状況<内容・件数> ・証券監督者国際機構(IOSCO)の多国間情報交換枠組み(MMOU)への署名当局<件数> ・取引調査に係る勧告の実施状況及び課徴金納付命令<内容・件数> ・開示検査に係る勧告の実施状況及び課徴金納付命令<内容・件数> ・犯則事件の告発の実施状況<内容・件数> 	—	—	—	—	—

施策に関する評価結果	目標の達成状況	<p>(1)24年度の達成度 B</p> <p>(2)端的な結論 II</p> <p>【達成度の判断理由】 24年度においては、近年の企業のグループ経営の実態を踏まえたインサイダー取引規制に関する制度整備を行ったほか、国際的に高品質な会計基準の設定・適用にむけた国内外での議論への参加等や、自主規制規則の見直し等に向けた自主規制機関との適切な連携など、市場の公正性・透明性の確保のための制度整備等についても貢献できたものと考えています。 証券取引等監視委員会（以下「証券監視委」といいます。）においては、不公正取引に対する取引調査や、ディスクロージャー違反に対する開示検査を迅速・効率的に行い、内外プロ投資家によるクロスボーダー取引を利用した不公正取引等に対する課徴金納付命令の勧告を行いました。また、市場の公正を害する不正ファイナンス等の悪質な事案については、電磁記録の復元・解析等の作業（デジタルフォレンジック）環境の充実により調査業務の高度化・効率化を図りつつ、必要に応じて捜査当局や海外当局と連携して、厳正な調査を行い、検察庁に告発しました。さらには、自主規制機関等との意見交換や証券監視委の活動状況の情報発信を通じた市場規律の強化に向けた取組みについても積極的に行い、目標の達成に向けて一定の成果があったものと考えています。 しかしながら、公募増資インサイダー事案をはじめとする不公正取引において、情報伝達行為への対応や会社関係者の情報管理、クロスボーダー取引等を利用して不公正取引を行う内外プロ投資家への対応などに課題がみられたことから、24年度の達成度は「B」としました。 なお、今後とも、環境の変化や取組みの有効性等を踏まえ、取組みの充実・改善や新たな施策の検討等を行う必要があるため、端的な結論は「II」としました。</p>
	施策の総括的評価	<p>(1)必要性 市場の公正性・透明性の確保、投資者の保護を図るためには、インサイダー取引規制や国際会計基準等の市場を取り巻く制度・環境整備や、金融・資本市場における情報の収集・分析、不公正取引に対する調査、有価証券報告書等の開示書類の検査、犯則事件の調査、建議等を通じたルール整備への貢献など、機動的・戦略性の高い市場監視や市場規律の強化に向けた働きかけを実施していくことが必要であると考えています。</p> <p>(2)効率性 証券監視委における調査等については、高度化・急増する電磁的記録の復元・解析等の作業を効率的に行うため、デジタルフォレンジック環境の充実や研修等を実施するなどして、幅広い情報を収集・分析するとともに、海外当局との連携等を通じ、調査手法を工夫するなど効率的な調査を実施しました。</p> <p>(3)有効性 企業経営の実態や国際的議論を踏まえた制度整備のほか、包括的かつ機動的な市場監視活動により、課徴金納付命令の勧告や犯則事件の告発等を行うとともに、その内容を市場参加者に対して公表して、市場規律の強化を促したことは、市場の公正性・透明性の確保に有効であったと考えています。</p>
学識経験を有する者の知見の活用	政策評価に関する有識者会議	

<p>政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・金融庁総務企画局「国会提出法案等」国会提出法案(第180回国会) (http://www.fsa.go.jp/common/diet/) ・金融庁総務企画局企画課「金融審議会「インサイダー取引規制に関するワーキング・グループ」報告書の公表について」(平成24年12月25日公表、http://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/tosin/20121225-1.html) ・金融庁総務企画局「国会提出法案等」国会提出法案(第183回国会) (http://www.fsa.go.jp/common/diet/) ・有価証券報告書の作成・提出に際しての留意事項(平成25年3月期版)と有価証券報告書レビューの実施について (平成25年3月30日公表、http://www.fsa.go.jp/news/24/syouken/20130329-5.html) ・無届けで募集を行っている者に対する警告書の発出について (平成24年10月5日公表、http://www.fsa.go.jp/ordinary/chuui/yukashoken.html) 「企業内容等の開示に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令(案)」等に対するパブリックコメントの結果等について (平成24年9月28日公表、http://www.fsa.go.jp/news/24/sonota/20120928-6.html) ・日本証券業協会「法人関係情報の管理態勢に係る対応要綱について」 (平成24年12月19日公表、http://www.jsda.or.jp/katsudou/kaiken/files/20121219atamagami.pdf) ・日本証券業協会 「協会員における法人関係情報の管理態勢の整備に関する規則」の一部改正及び「『協会員における法人関係情報の管理態勢の整備に関する規則』に関する考え方」の制定について 公募増資等の公表前における情報漏えい等への対応に係る「有価証券の引受け等に関する規則」の一部改正について (平成25年3月14日～28日パブリック・コメント募集、http://www.jsda.or.jp/katsudou/public/bosyu/index.html) ・企業会計審議会 事務局「我が国における国際会計基準の取扱いに関する意見書(中間報告)」の公表について (http://www.fsa.go.jp/news/20/20090630-4.html) ・金融庁総務企画局企業開示課「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令(案)」等及び「企業内容等の開示に関する留意事項について(企業内容等開示ガイドライン)の一部改正(案)」に対するパブリックコメントの結果等について (http://www.fsa.go.jp/news/21/sonota/20091211-7.html) ・金融庁総務企画局企業開示課「中小企業の会計に関する検討会報告書」の公表について (http://www.fsa.go.jp/news/23/sonota/20120327-2.html) ・企業会計審議会 事務局「国際会計基準(IFRS)への対応のあり方についてのこれまでの議論(中間的論点整理)」の公表について (http://www.fsa.go.jp/inter/etc/20120702-1.html) ・企業会計基準委員会 企業会計基準第26号「退職給付に関する会計基準」及び企業会計基準適用指針第25号「退職給付に関する会計基準の適用指針」の公表 (https://www.asb.or.jp/asb/asb_j/documents/docs/taikyu-4/) ・企業会計基準委員会 改正企業会計基準第25号「包括利益の表示に関する会計基準」等の公表 (https://www.asb.or.jp/asb/asb_j/documents/docs/hyouji-hokatu_2012/) ・IFRS財団モニタリング・ボードとIFRS財団評議員会によるガバナンス改革及び戦略見直しの報告書の公表について (http://www.fsa.go.jp/inter/etc/20120213-1.html) ・IFRS財団モニタリング・ボードによるメンバー要件の評価アプローチの最終化及び議長選出の公表について (http://www.fsa.go.jp/inter/etc/20130301-1.html) ・証券監視委「第7期証券取引等監視委員会の活動方針(公正な市場の確立に向けて)」 (http://www.fsa.go.jp/sesc/news/c_2011/2011/20110118-1.pdf) ・証券監視委市場分析審査課「取引審査の実施状況」 (http://www.fsa.go.jp/sesc/actions/torihiki.pdf) ・証券監視委市場分析審査課「情報受付件数」 (http://www.fsa.go.jp/sesc/uketuke/uketuke.htm) ・IOSCO(証券監督者国際機構)「多国間MOU署名国一覧」 (http://www.iosco.org/library/index.cfm?section=mou_siglist) ・証券監視委総務課「市場参加者・投資者への講演会等の開催状況について」 (http://www.fsa.go.jp/sesc/kouen/kouen.htm) ・証券監視委総務課「刊行物等への掲載」 (http://www.fsa.go.jp/sesc/keisai/keisai24.htm) ・証券監視委総務課「建議の実施状況」 (http://www.fsa.go.jp/sesc/actions/kengi_01.htm) ・証券監視委取引調査課及び開示検査課「課徴金納付命令に関する勧告」 (http://www.fsa.go.jp/sesc/actions/kan_joukyou.htm) ・金融庁総務企画局総務課審判手続室「課徴金納付命令等一覧」 (http://www.fsa.go.jp/policy/kachoukin/24.html) ・証券監視委特別調査課「告発の実施状況」 (http://www.fsa.go.jp/sesc/actions/koku_joukyou.htm) 		
<p>担当課室名</p>	<p>証券取引等監視委員会事務局、総務企画局総務課審判手続室、総務企画局市場課、総務企画局企業開示課、監督局証券課</p>	<p>政策評価実施時期</p>	<p>平成25年6月</p>

平成24 年度実績評価書

金融庁24(施策Ⅲ-4)

施策名	市場仲介機能が適切に発揮されるための制度・環境整備					
施策の概要	金融商品取引業者等の健全かつ適切な運営を確保するため、金融商品取引業者等に対する効率的かつ効果的な監督及び検査を実施して業務の実態を把握を図ることとしている。また、重大な法令違反等が認められた場合には、行政処分を行うとともに、再発防止のため、業務改善の実施状況を適切にフォローアップを図ることとしている。					
達成すべき目標	金融商品取引業者等の健全かつ適切な運営を確保すること					
施策の予算額・執行額等	区分		22年度	23年度	24年度	25年度
	予算の 状況 (百万円)	当初予算(a)	25	21	27	27
		補正予算(b)	▲5	—	—	—
		繰越し等(c)	—	—		
		合計(a+b+c)	19	21		
執行額(百万円)		14	13			
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	該当なし					

事務事業	測定指標	基準値		目標値		実績値
		基準年度	基準年度	目標年度	目標年度	
—	<p>(注)達成目標の達成度を測る適当な指標がないため、参考指標を活用するなどして評価を実施する。</p> <p>※ 参考指標</p> <ul style="list-style-type: none"> 金融商品取引業者等に対する行政処分の実施状況<内容・件数> 証券検査実施状況<内容・件数> 証券検査に係る勧告の実施状況<内容・件数> 証券検査に係る通知の実施状況<内容・件数> 	—	—	—	—	—

施策に関する評価結果	<p>目標の達成状況</p> <p>(1)24年度の達成度 B</p> <p>(2)端的な結論 Ⅱ</p> <p>【達成度の判断理由】</p> <p>金融庁においては、金融商品取引業者等の健全かつ適切な運営を確保するため、金融商品取引業者等を取り巻く内外の経済・金融環境の変化を踏まえた重点事項の把握、業態や個別の金融商品取引業者等の問題・状況等に応じた実態把握や重要な経営課題に焦点を当てたヒアリングを実施するなど、効率的かつ効果的な監督に努めました。</p> <p>また、証券取引等監視委員会においては、効率的かつ効果的な検査の実施に努め、重大な法令違反等が認められた場合には、行政処分等を求める勧告等を行ったほか、実効性のある検査実施の観点から、検査において認められた問題点等については、検査対象先との双方向の対話を通じて認識の共有に努め、自主的な改善努力を促しました。</p> <p>加えて、自主規制機関による市場の公正性・透明性の確保に向けた取組みとの適切な連携を図るため、日常的な情報交換等に努めました。</p> <p>こうした検査・監督の取組みによって、金融商品取引業者等の業務の健全かつ適切な運営の確保が図られ、市場仲介機能が適切に発揮されるための制度・環境整備に一定の成果があったと考えています。</p> <p>しかしながら、公募増資インサイダー事案における金融商品取引業者等の法人関係情報の管理や、AIJ事案等において資産運用規制や投資一任業者をはじめとする金融商品取引業者等に関する情報の収集・分析体制、検査・監督体制等に課題がみられたことから、24年度の達成度は「B」としました。</p> <p>なお、今後とも、環境の変化や取組みの有効性等を踏まえ、取組みの充実・改善や新たな施策の検討等を行う必要があるため、端的な結論は「Ⅱ」としました。</p>
-------------------	---

	<p>施策の総括的評価</p>	<p>(1)必要性 市場仲介機能が適切に発揮されるためには、効率的かつ効果的な監督及び検査を実施し、金融商品取引業者等の業務の健全かつ適切な運営の確保を図ることが必要であると考えています。</p> <p>(2)効率性 監督運営上必要な監督指針等の適時適切な整備・公表や、検査において問題が認められた金融商品取引業者等に対する業務改善状況の適切なフォローアップにより、金融商品取引業者等による自主的な改善が図られ、効率的な監督に努めました。また、証券監視委においては、検査対象先の拡大・多様化といった環境変化に対応すべく、限られた人員及び予算の中、金融庁監督部局との連携強化の下、業態その他の特性を踏まえ、様々な情報等を収集・分析し、リスクベースで検査対象先を選定するとともに、その着眼点の絞込み等に努めたことにより、効率的に検査を行いました。</p> <p>(3)有効性 証券監視委の検査部局と金融庁の監督部局との間で情報共有を行い、迅速に検査を実施して早期に実態を解明し、的確に行政処分を行うとともに、金融商品取引業者等による再発防止策の策定やそれに基づく業務改善の状況を適時適切にフォローアップすることにより、金融商品取引業者等の健全かつ適切な運営に資することができたと考えています。</p>
--	-----------------	---

<p>学識経験を有する者の知見の活用</p>	<p>政策評価に関する有識者会議</p>
------------------------	----------------------

<p>政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「最終指定親会社及びその子法人等の経営の健全性の状況に係る区分及びこれに応じた命令の内容」の一部改正(案)に対するパブリックコメントの結果等について (http://www.fsa.go.jp/news/24/syouken/20120807-2.html) ・「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」の一部改正(案)に対するパブリックコメントの結果等について (http://www.fsa.go.jp/news/24/syouken/20120807-1.html) ・「自己資本比率規制(第1の柱)に関する告示の一部改正(案)」に対するパブリックコメントの結果等について (http://www.fsa.go.jp/news/24/ginkou/20121207-5.html) ・自己資本比率規制(第1の柱及び第3の柱)に関する告示の一部改正(案)、監督指針(案)及び金融検査マニュアル(案)に対するパブリックコメントの結果等について (http://www.fsa.go.jp/news/24/ginkou/20130328-2.html) ・証券監視委証券検査課「証券会社等に対する行政処分等に関する勧告」 (http://www.fsa.go.jp/sesc/actions/kan_joukyou.htm) ・日本証券業協会「法人関係情報の管理態勢に係る対応要綱について」 (平成24年12月19日公表、http://www.jsda.or.jp/katsudou/kaiken/files/20121219atamagami.pdf) ・日本証券業協会 「協会員における法人関係情報の管理態勢の整備に関する規則」の一部改正及び「『協会員における法人関係情報の管理態勢の整備に関する規則』に関する考え方」の制定について 公募増資等の公表前における情報漏えい等への対応に係る「有価証券の引受け等に関する規則」の一部改正について(平成25年3月14日～28日パブリック・コメント募集、http://www.jsda.or.jp/katsudou/public/bosyu/index.html)
----------------------------------	---

<p>担当課室名</p>	<p>証券取引等監視委員会事務局、監督局証券課</p>	<p>政策評価実施時期</p>	<p>平成25年6月</p>
--------------	-----------------------------	-----------------	----------------

政策評価調書（個別票1）

【政策ごとの予算額等】

政策名		市場機能の発揮の基盤となる会計監査に関する制度・環境整備		評価方式	総合・実績事業	番号	③（Ⅲ-5）
		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度概算要求額	
予算の 状況	当初予算（千円）	119,308	112,722	111,952	106,866		
	補正予算（千円）			△ 3,027			
	繰越し等（千円）						
	計（千円）	119,308	112,722	108,925			
執行額（千円）		93,287	87,110	76,900			
政策評価結果の概算要求への反映状況		<p>○評価結果を踏まえ、引き続き監査基準等の整備に係る対応、公認会計士・監査法人等に対する適切な監督、品質管理レビューの適正な審査及び監査法人等に対する的確な検査、海外監査監督当局との協力・連携、優秀な会計人材確保に向けた取組みの推進をしていく必要があることから予算及び機構・定員を要求。</p>					

政策評価調書（個別票2）

【政策に含まれる事項の整理】

政策名	市場機能の発揮の基盤となる会計監査に関する制度・環境整備					番号	③（Ⅲ-5）	予算額		政策評価結果の反映による見直し額（削減額）合計
	予 算 科 目							25年度 当初予算額	26年度 概算要求額	
	整理番号	会計	組織／勘定	項	事項					
対応表において●となっているもの	● 1	一般	金融庁	金融政策費	金融市場整備推進に必要な経費			106,866	102,901	
	● 2									
	● 3									
	● 4									
	小計							106,866	102,901	
対応表において◆となっているもの	◆ 1									
	◆ 2									
	◆ 3									
	◆ 4									
	小計									
対応表において○となっているもの	○ 1									
	○ 2									
	○ 3									
	○ 4									
	小計									
対応表において◇となっているもの	◇ 1									
	◇ 2									
	◇ 3									
	◇ 4									
	小計									
合計							106,866	102,901		

平成24年度実績評価書

金融庁24(施策Ⅲ-5)

施策名	市場機能の発揮の基盤となる会計監査に関する制度・環境整備					
施策の概要	適正な会計監査の確保により市場機能の発揮の基盤が強化されるために、監査基準等の整備に係る対応、公認会計士・監査法人等に対する適切な監督、品質管理レビューの適正な審査及び監査法人等に対する的確な検査、海外監査監督当局との協力・連携、優秀な会計人材確保に向けた取組みの推進に係る取組みを図ることとしている。					
達成すべき目標	適正な会計監査の確保により市場機能の発揮の基盤が強化されること					
施策の予算額・執行額等	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	
	予算の 状況 (百万円)	当初予算(a)	119	113	112	106
		補正予算(b)	-	-	-	-
		繰越し等(c)	-	-	-	-
		合計(a+b+c)	119	113	-	-
執行額(百万円)		93	87	-	-	
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	該当なし					

事務事業	測定指標	基準値		目標値		実績値
		基準年度		目標年度		
-	(注)達成目標の達成度を測る適当な指標がないため、参考指標を活用するなどして評価を実施する。 ※参考指標 ・日本公認会計士協会が行う監査法人等の監査業務の運営状況の調査(品質管理レビュー)に係る審査の実施状況<件数> ・監査法人等に対する立入検査の実施状況<件数> ・監査法人等に対する検査に係る勧告の実施状況<件数> ・公認会計士等に対する行政処分の実施状況<内容・件数> ・海外監査監督当局との意見交換実績(国際会議への参加を含む) ・講演実績(広報活動) ・公認会計士・監査審査会ウェブサイトへのアクセス件数	-	-	-	-	-
事務事業	測定指標	目標		実績		
-	-	-	-	-	-	-

施策に関する評価結果	<p>(1)24年度の達成度 A</p> <p>(2)端的な結論 II</p> <p>【達成度の判断理由】 会計不正に対応するための監査手続等のあり方について検討し、監査基準の改訂及び監査における不正リスク対応基準の設定に関する意見書を取りまとめ公表しました。 公認会計士・監査法人に対する品質管理レビューの審査や、その結果に基づく監査法人等に対する検査の実施、厳正な処分など、監査法人等に対する適切な監督に努めました。 国際会合への参加や情報交換枠組み構築に向けた二国間協議等を通じて海外監査監督当局との協力・連携を強化しました。 公認会計士試験については、試験の公平かつ円滑な実施に努めたほか、試験結果の透明性・信頼性確保に努めました。また、関係団体と連携しながら試験合格者等の活動領域の拡大に係る環境整備に向けた取組みを行いました。さらに、公認会計士試験・資格制度の中長期的なあり方について、関係者間での議論を重ねました。 これらの取組みを通じて、厳正な会計監査の確保に向けた一定の成果が上がっていると考えられることから、24年度の達成度は「A」としました。 今後とも、環境の変化や取組みの有効性等を踏まえ、引き続き取組みの充実・改善や新たな施策の検討等を行う必要があることから、端的な結論は「II」としました。</p>
-------------------	--

<p>施策の総括的評価</p>	<p>(1)必要性 公正・透明な質の高い市場を形成していくことが、我が国の資本市場の活性化、国際的競争力の向上に貢献するものと考えています。公認会計士・監査法人による監査は、企業の財務情報の信頼性を確保し、我が国の資本市場の透明性・信頼性を向上させていく上で、極めて重要な役割を担うものであることから、金融庁及び審査会が、監査法人等に対する監督及び検査等を着実に実行することで、公認会計士監査を充実・強化していく必要があります。</p> <p>(2)効率性 監査に対する信頼性確保の観点から、品質管理レビューの審査及び監査法人に対する検査を実施、特に限られた検査資源を考慮して、報告徴収の拡充や機動的な検査対応を実施したほか、利用者の確実な理解を図るよう検査結果事例集の改訂等を行ったことは、監査法人等の監査の質の向上に向けた自主的な取組みを促すものであり、厳正な会計監査の確保という施策効果を効率的に実現するものであったと考えています。</p> <p>(3)有効性 監査に対する信頼性確保の観点から、品質管理レビューの審査等に基づく監査法人等に対する報告徴収及び検査を実施したこと、利用者の確実な理解を図るよう検査結果事例集の改訂等を行ったこと、また、監査法人等に対する適切な監督等を行ったことは、監査法人等の監査の質の向上に向けた取組みを促し、厳正な会計監査の確保に一定の効果が上がっていると考えています。</p>
-----------------	---

<p>学識経験を有する者の知見の活用</p>	<p>政策評価に関する有識者会議</p>
------------------------	----------------------

<p>政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・総務企画局企業開示課開示業務室「公認会計士試験合格者と公認会計士の活動領域の拡大に向けて」（平成21年9月公表、平成22年5月・8月・23年8月・24年4月更新 http://www.fsa.go.jp/policy/kouninkaikeishi/kounin_goukaku.html) ・総務企画局企業開示課開示業務室「公認会計士・試験合格者の新しいキャリアパス」（平成24年8月公表 http://www.fsa.go.jp/policy/kouninkaikeishi/kounin_goukaku/01.pdf) ・総務企画局企業開示課開示業務室「公認会計士試験合格者等の育成と活動領域の拡大に関する意見交換会当面のアクションプランの改訂について」（平成24年11月9日公表 http://www.fsa.go.jp/news/24/sonota/20121109-7.html) ・総務企画局企業開示課「監査基準の改訂及び監査における不正リスク対応基準の設定に関する意見書」（平成25年3月26日公表 http://www.fsa.go.jp/news/24/sonota/20130326-3.html) ・公認会計士・監査審査会事務局審査検査室「監査事務所検査結果事例集の改訂・公表について」（平成24年8月6日公表 http://www.fsa.go.jp/cpaob/shinsakensa/kouhyou/20120806.html) ・総務企画局企業開示課、公認会計士・監査審査会事務局審査検査室「外国監査法人等に対する検査監督の考え方」（平成21年9月14日公表 http://www.fsa.go.jp/cpaob/shinsakensa/kouhyou/20090914.html) ・公認会計士・監査審査会事務局審査検査室「公認会計士・監査審査会の実施する外国監査法人等に対する報告徴収・検査に関する基本指針」（平成22年1月14日公表 http://www.fsa.go.jp/cpaob/shinsakensa/kouhyou/20100114.html) ・公認会計士・監査審査会事務局総務試験室「国際関係」 http://www.fsa.go.jp/cpaob/sonota/index2.html ・公認会計士・監査審査会事務局総務試験室「監査監督機関国際フォーラムによる「2012年検査指摘事項報告書」の公表について」（平成24年12月21日公表 http://www.fsa.go.jp/cpaob/sonota/kokusai/20121218-1.html) ・公認会計士・監査審査会事務局総務試験室「平成24年公認会計士試験合格者調」（平成24年11月12日公表 http://www.fsa.go.jp/cpaob/kouninkaikeishi-shiken/ronbungoukaku_24.html) ・平成25年公認会計士試験第1回短答式試験の試験問題及び答案用紙について（平成24年11月10日公表 http://www.fsa.go.jp/cpaob/kouninkaikeishi-shiken/tantou_mondai25a.html) ・平成25年公認会計士試験第1回短答式試験の合格発表について（平成25年1月15日公表 http://www.fsa.go.jp/cpaob/kouninkaikeishi-shiken/tantougoukaku25-1.html) ・公認会計士・監査審査会事務局総務試験室「公認会計士・監査審査会ウェブサイトへのアクセス件数」
----------------------------------	---

<p>担当課室名</p>	<p>公認会計士・監査審査会事務局、総務企画局企業開示課、総務企画局総務課審判手続室</p>	<p>政策評価実施時期</p>	<p>平成25年6月</p>
--------------	--	-----------------	----------------

政策評価調書（個別票1）

【政策ごとの予算額等】

政策名		アジア諸国における金融・資本市場の整備及び金融業の一層の開放に向けた政策協調			評価方式	総合(実績)事業	番号	④IV-2
		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度概算要求額		
予算の状況	当初予算(千円)	119,236	154,416	132,920	136,129	241,117		
	補正予算(千円)							
	繰越し等(千円)							
	計(千円)	119,236	154,416	132,920				
執行額(千円)		90,246	127,428	126,053				
政策評価結果の概算要求への反映状況		○評価結果を踏まえ、日本の企業・金融機関がアジアで事業を拡大していく上で、①現地通貨による資金調達、決済、投資の基盤となる金融インフラが未整備、②金融インフラが未整備な市場環境の下、現地通貨建ての取引・融資に関する規制が存在するといった制約があり、金融インフラ整備にかかる技術支援や金融規制の緩和要望を通じ日本の企業・金融機関のアジアでの事業展開を金融面で支援していく必要があることから、予算を要求。						

政策評価調書（個別票2）

【政策に含まれる事項の整理】

政策名	アジア諸国における金融・資本市場の整備及び金融業の一層の開放に向けた政策協調					番号	④IV-2		(千円)
	予 算 科 目						予 算 額		
整理番号	会計	組織/勘定	項	事項	25年度 当初予算額	26年度 概算要求額			
対応表において●となっているもの	● 1	一般	金融庁	金融政策費	金融政策推進に必要な経費	33,434	136,463		
	● 2	一般	金融庁	金融政策費	経済協力に必要な経費	102,695	104,654		
	● 3								
	● 4								
	小計					136,129	241,117		
対応表において◆となっているもの	◆ 1								
	◆ 2								
	◆ 3								
	◆ 4								
	小計								
対応表において○となっているもの	○ 1								
	○ 2								
	○ 3								
	○ 4								
	小計								
対応表において◇となっているもの	◇ 1								
	◇ 2								
	◇ 3								
	◇ 4								
	小計								
合計					136,129	241,117			

平成24年度実績評価書

金融庁24(施策IV-2)

施策名	アジア諸国における金融・資本市場の整備及び金融業の一層の開放に向けた政策協調					
施策の概要	アジア域内の金融・資本市場の整備に協力するとともに、我が国企業・金融機関の事業展開を促進するため、アジア諸国における金融・資本市場の整備及び金融業の一層の開放に向けた政策協調の推進、アジア諸国の金融・資本市場の整備に向けた実態調査及び金融行政当局との人材交流の取組みを図ることとしている。					
達成すべき目標	アジア域内の金融・資本市場の整備に協力するとともに、我が国企業・金融機関の事業展開を促進する。					
施策の予算額・執行額等	区分		22年度	23年度	24年度	25年度
	予算の 状況 (百万円)	当初予算(a)	119	154	133	136
		補正予算(b)	-	-	-	-
		繰越し等(c)	-	-	-	-
		合計(a+b+c)	119	154	-	-
執行額(百万円)		90	127	-	-	
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	日本経済再生に向けた緊急経済対策(平成25年1月11日閣議決定)					

事務事業	測定指標	目標		実績
			目標年度	
-	(注)達成目標の達成度を測る適当な指標がないため、参考指標を活用するなどして評価を実施する。 ※参考指標 ・金融協議の開催状況 ・研修事業の実施実績	-	-	-

施策に関する評価結果	目標の達成状況	<p>(1)24年度の達成度 A</p> <p>(2)端的な結論 II</p> <p>【達成度の判断理由】 アジアの金融インフラ整備支援や、金融協議等を通じた規制緩和要望等の取組みを推進した結果、アジア各国の金融当局との連携が強化され、金融インフラ整備や金融規制緩和に進展が見られたことから、24年度の達成度は「A」としました。 今後は、平成25年1月の緊急経済対策を踏まえ、日本の企業・金融機関の事業展開を促進するため、アジアの金融インフラ整備支援や規制緩和要望等の取組みをより一層充実させていく必要があることから、端的な結論は「II」としました。</p>
	施策の総括的評価	<p>(1)必要性 日本の企業・金融機関がアジアで事業を拡大していく上で、①現地通貨による資金調達、決済、投資の基盤となる金融インフラが未整備、②金融インフラが未整備な市場環境の下、現地通貨建ての取引・融資に関する規制が存在、といった制約があることから、金融インフラ整備の技術支援や金融規制の緩和要望を通じて、日本の企業・金融機関のアジアでの事業展開を金融面で支援する必要があります。</p> <p>(2)効率性 アジア諸国への技術支援や規制緩和要望を行う上で、より効果的に金融インフラ整備や規制緩和の実現につなげるため、金融協議や意見交換等を通じてアジアの金融監督当局との連携強化に努めています。</p> <p>(3)有効性 アジアへの技術支援や規制緩和要望を行うことで、日本の企業・金融機関がアジアで事業を拡大していく上で制約となる金融インフラや金融規制の整備・緩和につながり、日本の企業・金融機関のアジアの事業展開促進に有効と考えられます。</p>

学識経験を有する者の知見の活用	政策評価に関する有識者会議
------------------------	---------------

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	該当なし
---------------------------	------

担当課室名	総務企画局総務課国際室	政策評価実施時期	平成25年6月
-------	-------------	----------	---------

政策評価調書（個別票1）

【政策ごとの予算額等】

政策名		金融サービスの提供者に対する事業環境の整備		評価方式	総合 実績 ・事業	番号	④IV-3
		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度概算要求額	
予算の状況	当初予算（千円）	-	-	-	12,576	31,672	
	補正予算（千円）					/	
	繰越し等（千円）						
	計（千円）	-	-	-			
執行額（千円）						/	
政策評価結果の概算要求への反映状況		<p>○評価結果を踏まえ、金融サービスの提供者に対する事業環境の整備に係る施策を行っていく必要があることから引き続き予算を要求。なお、新規に「世界の国際金融センターの規制・税制に関する調査研究等事業費」を要求したため増額要求となった。</p>					

政策評価調書（個別票2）

【政策に含まれる事項の整理】

政策名	金融サービスの提供者に対する事業環境の整備				番号	④IV-3		(千円)	
	予 算 科 目					予 算 額			政策評価結果の反映による見直し額（削減額）合計
整理番号	会計	組織/勘定	項	事項	25年度 当初予算額	26年度 概算要求額			
対応表において●となっているもの	●	1	一般	金融庁	金融政策費	金融政策推進に必要な経費	12,576	31,672	
	●	2							
	●	3							
	●	4							
	小計					12,576	31,672		
対応表において◆となっているもの	◆	1							
	◆	2							
	◆	3							
	◆	4							
	小計								
対応表において○となっているもの	○	1							
	○	2							
	○	3							
	○	4							
	小計								
対応表において◇となっているもの	◇	1							
	◇	2							
	◇	3							
	◇	4							
	小計								
合計					12,576	31,672			

平成24年度実績評価書

金融庁24(施策IV-3)

施策名	金融サービスの提供者に対する事業環境の整備					
施策の概要	金融サービスの提供者が、利用者のニーズに的確に対応しつつ、積極的に事業を展開できる環境を確保するため、規制・制度改革を推進するとともに、事前確認制度を適切に運用するための取組みを図ることとしている。					
達成すべき目標	金融サービスの提供者が、利用者のニーズに的確に対応しつつ、積極的に事業を展開できる環境を確保すること					
施策の予算額・執行額等	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	
	予算の 状況 (百万円)	当初予算(a)	—	—	—	13
		補正予算(b)	—	—	—	—
		繰越し等(c)	—	—		
		合計(a+b+c)	—	—		
執行額(百万円)		—	—			
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	<ul style="list-style-type: none"> ・「日本再生戦略」(平成24年7月31日閣議決定) ・「日本経済再生に向けた緊急経済対策」(平成25年1月11日閣議決定) ・第1回規制改革会議における総理大臣挨拶(平成25年1月24日)等 					

事務事業	測定指標	基準値		目標値		実績値
		基準年度	目標年度	目標年度	目標年度	
—	(注)達成目標の達成度を測る適当な指標がないため、参考指標を活用するなどして評価を実施する。	—	—	—	—	—
事務事業	測定指標	目標		実績		
—	—	—	—	—	—	—

施策に関する評価結果	目標の達成状況	<p>(1)24年度の達成度 B</p> <p>(2)端的な結論 II</p> <p>【達成度の判断理由】 法令改正を含む規制・制度改革の積極的な推進や、事前確認制度の適切な運用による金融行政の透明性・予測可能性の向上等を通して、金融サービスの提供者が、利用者のニーズに的確に対応しつつ、積極的に事業を展開できる環境の整備を着実に進めてきたため、24年度の達成度は「B」としました。 今後も個々の規制改革提案への対応をはじめとするこれまでの取組を引き続き進めるとともに、金融を巡る状況の変化に対応するべく、規制・制度の在り方を不断に見直す必要があるため、端的な結論は「II」としました。</p>
	施策の総括的評価	<p>(1)必要性 民間の金融分野における新商品・サービス創出活動を促すためには、金融サービスの提供者が、利用者のニーズに的確に対応しつつ、積極的に事業を展開できる環境を確保することが不可欠です。</p> <p>(2)効率性 金融を巡る状況の変化に対応して、規制・制度の在り方を不断に見直すことや、事前確認制度を適切に運用するものであり、事業費等の特段の予算支出を必要とするものではありません。</p> <p>(3)有効性 規制・制度改革の積極的な推進や、事前確認制度の適切な運用により、金融サービスの提供者が、利用者のニーズに的確に対応しつつ、積極的に事業を展開できる環境を整備し、我が国経済の活性化に貢献したと考えています。</p>

学識経験を有する者の知見の活用	政策評価に関する有識者会議
-----------------	---------------

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	規制改革会議ホームページ: http://www8.cao.go.jp/kisei-kaikaku/
---------------------------	---

担当課室名	総務企画局政策課、監督局総務課	政策評価実施時期	平成25年6月
-------	-----------------	----------	---------

政策評価調書（個別票1）

【政策ごとの予算額等】

政策名		金融行政についての情報発信の強化		評価方式	総合・実績事業	番号	④（IV-4）
		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度概算要求額	
予算 の 状 況	当初予算（千円）	-	-	888	-		
	補正予算（千円）						
	繰越し等（千円）						
	計（千円）	-	-	888			
執行額（千円）			588	0			
政策評価結果の概算要求への反映状況							

平成24年度実績評価書

金融庁24(施策IV-4)

施策名	金融行政についての情報発信の強化					
施策の概要	金融庁が決定した様々な施策や金融取引に関する注意喚起等については、国民に対して迅速かつ正確に情報発信を行うことが重要です。このため、大臣・副大臣・政務官による記者会見等の実施、金融庁ウェブサイト等による公表を通じて、積極的に情報発信を行っていきます。また、金融庁の施策については、海外での関心も高く、英語による情報発信を強化していきます。					
達成すべき目標	金融行政についての情報発信を強化すること					
施策の予算額・執行額等	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	-	-	-	-
		補正予算(b)	-	-	-	-
		繰越し等(c)	-	-	-	-
		合計(a+b+c)	-	-	-	-
執行額(百万円)	-	-	-	-		
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	該当なし					

事務事業	測定指標	基準値		目標値		実績値
		基準年度	目標年度	目標年度	目標年度	
-	(注)達成目標の達成度を測る適当な指標がないため、参考指標を活用するなどして評価を実施する。	-	-	-	-	-
事務事業	測定指標	目標		実績		
-	-	-	-	-	-	-

施策に関する評価結果	目標の達成状況	<p>(1)24年度の達成度 B</p> <p>(2)端的な結論 II</p> <p>【達成度の判断理由】 大臣記者会見や記者ブリーフ、重要施策に係る政府広報、海外向けの「FSA Weekly Review」の週1回発行や重要施策・情報等の英訳等に取り組んだ結果、金融庁ウェブサイトへのアクセス件数や「金融庁Twitter」の登録件数が、対前年比で増加が認められたものの、引き続き積極的かつ利用者のニーズに合った情報発信、英語によるタイムリーな情報発信に取り組む必要があるため、24年度の達成度は「B」、端的な結論は「II」としました。</p>
	施策の総括的評価	<p>(1)必要性 金融庁が決定した様々な施策や金融取引に関する注意喚起等については、広く国民に対して正確かつ迅速に情報発信していく必要があると考えています。また、海外においても当庁の施策への関心が高まっていることから、英語での情報発信も引き続き強化していく必要があると考えています。</p> <p>(2)効率性 金融庁ウェブサイトに加えて、「金融庁Twitter」を活用したことにより、情報発信手段の多様化を図ることができたと考えています。加えて、特に重要な施策については、政府広報枠を活用することで、広く国民に対して効率的な広報活動ができたと考えています。</p> <p>(3)有効性 金融庁ウェブサイト(日本語版)のアクセス件数や「金融庁Twitter」の登録利用者数は、対前年度比で増加しており、情報発信手段として有効であったと考えています。 また、金融庁ウェブサイト(英語版)についても、アクセス件数が増加しており、週に1回発行している「FSA Weekly Review」は、情報発信手段として有効であったと考えています。</p>

学識経験を有する者の 知見の活用	政策評価に関する有識者会議
---------------------	---------------

政策評価を行う過程に おいて使用した資料そ の他の情報	該当なし
-----------------------------------	------

担当課室名	総務企画局政策課広報室	政策評価実施時期	平成25年6月
-------	-------------	----------	---------

政策評価調書（個別票1）

【政策ごとの予算額等】

政策名		金融経済リテラシー（知識・判断力）の向上のための環境整備		評価方式	総合(実績)事業	番号	④(IV-5)
		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度概算要求額	
予算の 状況	当初予算（千円）	20,433	16,157	17,106	13,427	13,627	
	補正予算（千円）		△ 1,559	△ 18			
	繰越し等（千円）						
	計（千円）	20,433	14,598	17,088			
執行額（千円）		14,275	15,457	2,450			
政策評価結果の概算要求への反映状況		<p>○政策評価結果を踏まえ、金融経済教育研究会がとりまとめ・公表した報告書で指摘された課題に取り組むため、最低限習得すべき金融リテラシー（4分野・15項目）の内容を具体化し、その周知を行うためのガイドブックの作成・配布、一般の利用者を対象とした金融経済教育に関するシンポジウムの開催、金融知識普及功労者の表彰にかかる経費を概算要求。</p> <p>○政策評価結果を受けて、金融知識等普及施策のためのパンフレット等作成経費については、事前に関係機関にアンケート等を行い必要部数を確認の上、重点的・効率的に配布することに努めているほか、金融経済教育に関するシンポジウムの運営に関する業務委託形態を見直すなど予算の減額に努める。</p>					

政策評価調書（個別票2）

【政策に含まれる事項の整理】

政策名	金融経済リテラシー（知識・判断力）の向上のための環境整備					番号	④(IV-5)		(千円)
	予 算 科 目						予 算 額		
整理番号	会計	組織/勘定	項	事項	25年度 当初予算額	26年度 概算要求額			
対応表において●となっているもの	●	1	一般	金融庁	金融政策費	金融サービス向上推進に必要な経費	13,427	13,627	△ 197
	●	2							
	●	3							
	●	4							
	小計							13,427	13,627
対応表において◆となっているもの	◆	1							
	◆	2							
	◆	3							
	◆	4							
	小計								
対応表において○となっているもの	○	1							
	○	2							
	○	3							
	○	4							
	小計								
対応表において◇となっているもの	◇	1							
	◇	2							
	◇	3							
	◇	4							
	小計								
合計							13,427	13,627	△ 197

政策評価調書（個別票3）

【見直しの内訳・具体的な反映内容】

政策名	金融経済リテラシー（知識・判断力）の向上のための環境整備				番号	④(IV-5)	(千円)
事務事業名	整理番号		予算額			政策評価結果の反映による見直し額(削減額)	政策評価結果の概算要求への反映内容
			25年度当初予算額	26年度概算要求額	増減		
金融知識等普及施策のためのパンフレット等作成経費	●	1		11,902	11,902	-	-
金融経済教育を考えるシンポジウム関係経費	●	1	1,731	1,534	△ 197	△ 197	執行状況を踏まえ、金融経済教育を考えるシンポジウム関係経費については、業務委託費の見直しを図り、予算の減額要求を行った。
金融知識等普及施策奨励経費	●	1	191	191		-	-
学校における金融知識等普及施策推進実施経費	●	1	5,398		△ 5,398	-	-
一般社会人向けパンフレット等作成経費	●	1	6,107		△ 6,107	-	-
合計			13,427	13,627	200	△ 197	

平成24年度実績評価書

金融庁24(施策IV-5)

施策名	金融リテラシー(知識・判断力)の向上のための環境整備					
施策の概要	<p>高齢社会の到来、雇用形態の変容といった経済・社会の変化の中で、個人が様々な金融取引、金融資産の運用について、自らの責任で意思決定する期間・機会が人生の中で増加していることから、金融商品の持つリスクに気付かなかったり、騙されて損をするなどの金融トラブルを回避する必要性が高まっています。</p> <p>こうした状況を受けて、国民一人一人が、金融やその背景となる経済についての基礎知識と、日々の生活の中でこうした基礎知識に立脚しつつ自立した個人として判断し意思決定する能力、すなわち金融リテラシーを身に付け、また、必要に応じその知識を充実する事ができる機会を提供するための環境を整備します。</p>					
達成すべき目標	金融リテラシーが向上すること					
施策の予算額・執行額等	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	
	予算の状況(百万円)	当初予算(a)	20	16	17	13
		補正予算(b)	-	-	-	-
		繰越し等(c)	-	-	-	-
		合計(a+b+c)	20	16	-	-
執行額(百万円)	15	15	-	-		
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	「日本経済再生に向けた緊急経済対策」(平成25年1月11日閣議決定)					

事務事業	測定指標	基準値		目標値		実績値
		基準年度	目標年度	目標年度	目標年度	
金融経済教育の推進	国民の金融知識の状況(生活設計の有無) ※金融広報中央委員会 「家計の金融行動に関する世論調査」	37.6	23	50	28	37.8
事務事業	測定指標	目標		実績		
金融経済教育の推進	国民の金融知識の状況(金融商品の選択) ※金融広報中央委員会 「家計の金融行動に関する世論調査」	金融商品を選択するための金融知識の普及		24	金融商品を選択する際に必要となる金融知識を普及するため、ガイドブックを広く配布した。	

施策に関する評価結果	<p>目標の達成状況</p> <p>(1)24年度の達成度 A</p> <p>(2)端的な結論 I</p> <p>【達成度の判断理由】 先般の金融危機を踏まえ、利用者側の金融リテラシーを向上させ、利用者の金融行動を改善することが重要であるとの認識が、G20等における国際的な議論において共有されている等、国民の金融リテラシーを向上させていくことがこれまで以上に重要となっており、金融経済教育の一層の推進が求められています。このため、金融経済教育の現状をあらためて把握するとともに、我が国における金融経済教育の今後のあり方について検討を行うため、「金融経済教育研究会」を設置、議論を重ね、平成25年4月30日、報告書をとりまとめました。</p> <p>当該研究会では、関係者(有識者、業界、関係省庁等)の間で深度のある議論が行われ、我が国としての金融経済教育の推進に関する方向性が共有され、課題が整理されたため、24年度の達成度は「A」、端的な結論は「I」としました。</p>
-------------------	---

	<p>施策の総括的評価</p>	<p>(1)必要性 金融リテラシーの向上を通じて、国民一人一人が、経済的に自立し、より良い暮らしを送っていくことを可能とするとともに、健全で質の高い金融商品の提供の促進や家計金融資産の有効活用を促していくことは必要と考えています。</p> <p>(2)効率性 多種多様な実施主体がいる中で、金融経済教育研究会報告書にある最低限習得すべき金融リテラシーの内容を共有して、活動に必要な予算を確保しつつ、適切な役割分担を行うことにより、より効率的・効果的な推進を図ることができると考えています。</p> <p>(3)有効性 金融経済教育研究会報告書で指摘された課題について、関係者が連携しつつ、知恵を絞りながら、持続的に金融経済教育を効率的・効果的に推進することにより、国民の金融リテラシーの向上が図られると考えています。</p>
--	-----------------	--

<p>学識経験を有する者の知見の活用</p>	<p>政策評価に関する有識者会議</p>
------------------------	----------------------

<p>政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・金融広報中央委員会「家計の金融行動に関する世論調査」 ・金融研究センター「金融経済教育研究会」 (http://www.fsa.go.jp/frtc/kenkyu/kenyukai.html)
----------------------------------	--

<p>担当課室名</p>	<p>総務企画局政策課</p>	<p>政策評価実施時期</p>	<p>平成25年6月</p>
--------------	-----------------	-----------------	----------------